

むつ市議会第140回臨時会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成18年2月9日(木曜日)午前10時開会・開議

故毛馬内光雄議員に対する追悼演説

諸般の報告

第1 議席の変更

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

【議案一括上程、提案理由説明】

第4 議案第1号 むつ市海と森ふれあい体験館条例

第5 議案第2号 指定管理者の指定について
(むつ市海と森ふれあい体験館)

第6 議案第3号 指定管理者の指定について
(むつ市兎沢スキー場及び大畑中央公園のあさひな丘球場外3施設)

第7 議案第4号 指定管理者の指定について
(むつ市ウェルネスパーク)

第8 議案第5号 指定管理者の指定について
(むつ職業能力開発校)

第9 議案第6号 指定管理者の指定について
(むつ市脇野沢高齢者福祉施設いこいの里)

第10 議案第7号 指定管理者の指定について
(むつ市心身障害者ふれあいの家)

第11 議案第8号 指定管理者の指定について
(むつ市野菜集荷貯蔵施設)

第12 議案第9号 指定管理者の指定について
(脇野沢瀬野牧野外2施設、むつ市営瀬野畜舎外2施設、むつ市脇野沢いのししの館外1施設、むつ市脇野沢野営場及びむつ市脇野沢リフレッシュセンター鱈の里)

第13 議案第10号 指定管理者の指定について
(むつ市大畑木材工芸センター)

第14 議案第11号 指定管理者の指定について
(むつ市水川目地区堆肥センター)

第15 議案第12号 指定管理者の指定について
(むつ市奥薬研修景公園)

第16 議案第13号 青森県市長会館管理組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市長会館管理組合規約の変更について

第17 議案第14号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて

第18 議案第15号 平成17年度むつ市一般会計補正予算

第19 議案第16号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算

第20 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成17年度むつ市一般会計補正予算)

- 第21 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成17年度むつ市一般会計補正予算)

【議案質疑、討論、採決】

- 第22 議案第1号 むつ市海と森ふれあい体験館条例
- 第23 議案第2号 指定管理者の指定について
(むつ市海と森ふれあい体験館)
- 第24 議案第3号 指定管理者の指定について
(むつ市兔沢スキー場及び大畑中央公園のあさひな丘球場外3施設)
- 第25 議案第4号 指定管理者の指定について
(むつ市ウェルネスパーク)
- 第26 議案第5号 指定管理者の指定について
(むつ職業能力開発校)
- 第27 議案第6号 指定管理者の指定について
(むつ市脇野沢高齢者福祉施設いこいの里)
- 第28 議案第7号 指定管理者の指定について
(むつ市中心身障害者ふれあいの家)
- 第29 議案第8号 指定管理者の指定について
(むつ市野菜集荷貯蔵施設)
- 第30 議案第9号 指定管理者の指定について
(脇野沢瀬野牧野外2施設、むつ市営瀬野畜舎外2施設、むつ市脇野沢いのししの館
外1施設、むつ市脇野沢野営場及びむつ市脇野沢リフレッシュセンター鱈の里)
- 第31 議案第10号 指定管理者の指定について
(むつ市大畑木材工芸センター)
- 第32 議案第11号 指定管理者の指定について
(むつ市水川目地区堆肥センター)
- 第33 議案第12号 指定管理者の指定について
(むつ市奥薬研修景公園)
- 第34 議案第13号 青森県市長会館管理組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市長会館管理組合
規約の変更について
- 第35 議案第14号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第36 議案第15号 平成17年度むつ市一般会計補正予算
- 第37 議案第16号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第38 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成17年度むつ市一般会計補正予算)
- 第39 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成17年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（57人）

1番	濱	田	栄	子	2番	堺		孝	悦
3番	川	端	一	義	4番	杉	浦		洋
5番	白	井	二	郎	7番	川	下	八	美
8番	小	林		正	9番	菊	池	一	郎
10番	新	谷		功	11番	高	田	正	俊
12番	村	川	壽	司	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	16番	富	岡	幸	夫
17番	杉	浦	守	彦	18番	柴	田	峯	生
19番	山	本	留	義	21番	横	垣	成	年
22番	工	藤	孝	夫	23番	大	澤	敬	作
24番	松	野	裕	而	25番	東	谷	良	久
26番	東	谷	正	司	27番	佐	々	木	隆
28番	立	石	政	男	29番	竹	本		強
30番	千	船		司	31番	坂	井	一	利
32番	福	永	忠	雄	33番	板	井	磯	美
34番	飛	内	賢	司	35番	赤	松		功
36番	田	澤	光	雄	37番	德			誠
38番	佐	々	木	肇	39番	鎌	田	ち	よ
40番	菊	池	広	志	41番	野	呂	泰	喜
42番	佐	藤		司	43番	千	賀	武	由
44番	目	時	睦	男	45番	田	高	利	美
46番	澤	田	博	文	47番	菊	池		清
48番	柏	谷		均	49番	工	藤	清	四
51番	服	部	清	三	郎	53番	杉	本	清
54番	慶	長	徳	造	57番	本	間	千	佳
58番	半	田	義	秋	59番	坪	田	智	十
60番	斉	藤	孝	昭	61番	中	村	正	志
62番	富	岡		修	63番	川	端	澄	男
64番	宮	下	順	一	郎				

欠席議員（6人）

6番	村	中	徹	也	15番	石	田	勝	弘
20番	久	保	田	昌	司	52番	池	田	正
55番	工	藤	直	義	56番	牛	滝	春	夫

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教委會員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公営企業者	杉山	重一
代監査委員	菊池	十 四 夫	選挙管理委員会事務代理	佐々木	鉄 郎
農委會員	立花	順 一	総務部長	齋藤	純
企画部長	渡邊	悟	民生部長	高橋	勉
保健福祉部長	名久井	耕 一	経済部長	森	正 剛
建設部長	藤井	幸 男	教育部長	宮下	孝 信
教委事務	新谷	加 水	監査委員	小川	照 久
総務課	佐藤	節 雄	企画部長	工藤	武 勝
選挙管理委員会事務局	大芦	清 重	農務局長	西山	肇
公企副総務課	石田	武 男	企画部長	奥島	慎 一
企画部長	下山	益 雄	川内所長	佐藤	吉 男
川内庁舎育会長	大山	庸 夫	川内庁舎育主任	山崎	幸 悦
大庁舎所長	中嶋	康 夫	脇野所長	千船	藤 四 郎
総務課	濱田	賢 一	総務課	澁田	剛

事務局職員出席者

事務局長	藤田	修	次長	小島	昭 夫
主幹	柳田	諭	庶務係長	古川	俊 子

係查
主任
務主
庶主
係任
務主
庶主

濱 村 勝 義
赤 石 奈 穂 子

係查
查事
調主
議主

青 山 諭
葛 西 信 弘

開会及び開議の宣告

午後10時00分 開会・開議

○議長（宮下順一郎） ただいまからむつ市議会第140回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は57人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

故毛馬内光雄議員に対する追悼演説

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に、去る12月13日ご逝去されました故毛馬内光雄議員に対する追悼演説を行います。

議員を代表して、服部清三郎議員にお願いいたします。服部清三郎議員。

（51番 服部清三郎議員登壇）

○51番（服部清三郎） 春は名のみ風の寒さや、谷の鶯歌は思えど、時にあらずと声も立てず、時にあらずと声も立てず。毛馬内議員、あなたがこの世を旅立たれてから、既に二月になろうとしております。立春も過ぎて、暦の上では、もう春なのに、あなたを失った私たちの悲しみは、いまだ消えず、春の訪れはいつになることやら。今は、ただ悲しみをこらえて、じっと雪解けを待つのみであります。

本議場では、むつ市議会第140回臨時会が開会され、今まさに白熱した議論が展開されようとしているとき、小・中学校の同期であり、中学時代は野球に青春を燃やした友、毛馬内議員に対し、同僚議員を代表して、追悼の言葉を述べることになろうとは夢にも思いませんでした。まことに痛感さわまりなく、いまだ信じられない思いであります。

今毛馬内議員が座るはずの議席は、空席のまま

です。もうこの席に座るあなたの雄姿を見ることもできなくなりました。ただ、あなたの遺影と花がひっそりと飾られているのみであります。はかなき人の世を思い、私どもはやり場のない寂しさをただただかみしめるばかりであります。

毛馬内議員、あなたはなぜそんなに急いで旅立ってしまったのだ。まだまだやり残したことがいっぱいあるはずだ。あなたのこの1年は、まさしく命をかけた激動の1年でした。市町村合併の問題に端を発した大きなうねりの中での議会の解散、新たな議会議員の選挙、そしてまたむつ市への編入合併など、枚挙にいとまがありません。議会解散請求の際には、町民の理解を得るため、議員団の先頭に立って街頭演説で声をからしていたひたむきなあなたの姿が、ついきのうのこのように思い出されます。

特に大畑病院の問題は、合併と時を同じくして生じたことから、大畑会派の議員により大畑病院問題対策議員団が結成され、あなたはその代表となり、精力的にその解決に向けた活動を展開されておりました。また、新しく結成した会派大畑クラブの代表として、大畑病院の実情と町の人々の願いや思いを直接県に訴えるため、12月7日、同志とともに県への要望活動を実施し、新聞紙上に写真入りで大きく報じられたことはご承知のとおりであります。この会派の行動が波紋を呼び、あなたは代表としてかなり悩まれ、責任を感じていたと聞き及び、力になってやれなかった自分が情けなく、そのことが今でも悔やまれてなりません。毛馬内議員、あなたが亡くなる間際まで情熱を燃やし、取り組まれた大畑病院の問題は、大畑クラブだけではなく、全議員一丸となって頑張ることをお約束いたします。市長も、医療センターの管理者として、あなたの思いを十分理解され、実現のため頑張ってくれるであります。

毛馬内議員、あなたは12月定例会会期中の12月

13日午後零時、最愛の奥様を初めご家族の皆様の懸命の手厚い看護も、そして私たち議会関係者やあなたを敬慕する多くの方々の願いもむなしく、入院中のむつ総合病院で、巨木が静かに倒れるがごとく69歳という若さでその生涯を閉じ、不帰の客とられました。入院してわずか4日目の悲しい悲しい別れでありました。あなたは、私たち議員、さらに大畑の住民に多くの思い出と余韻を残しつつ去っていかれました。もうあなたの姿を見ることも、あなたと語らうこともできないと思うと、万感胸に迫るものがあります。ご家族の深い悲しみは申すまでもなく、よき理解者であり、よき指導者であったあなたを失った地元大畑の方々の落胆は、はかり知れないものがあります。

今にして思えば、12月9日の決算審査特別委員会のさなか、私はあなたの様子を見て、いつも威風堂々としているあなたが元気がなかったので、何か心配事でもあるのか、疲れているのか、それとも体調が悪いのかと心配しておりました。いつもの毛馬内議員と違う感じを受けたのは、私一人だけだったのだろうか。10日の朝に毛馬内議員が明け方救急車でむつ総合病院に運ばれ、緊急入院されたと同じ、まさかあなたが倒れるとは我が耳を疑い、ただただ驚くばかりでありました。でも、人一倍気丈なあなたのことだから、また元気になって、「おはよう」と言いながら、この議場に戻ってこられるものとだれもが信じて疑わなかったのであります。69歳といえば、なお春秋に富み、これからこそ円熟した仕事が期待されていたのに、ただただ残念でなりません。

あなたは、昭和11年1月2日、大畑町新町で父栄吉氏、母キシさんの長男として生を受けられました。私たちの過ごした少年期は、申すまでもなく戦中戦後の大変厳しい時代でありましたが、大畑小学校、大畑中学校とともに過ごした日々の苦しくも楽しかった思い出が走馬灯のように駆けめ

ぐります。中学校卒業後は、それぞれの道を歩むことになり、あなたは田名部高校に進まれ、私は仕事につきました。

毛馬内議員は、昭和31年、大畑町役場に奉職、豪放らいらくでありながら、緻密な性格で、部下職員のみならず、上司の信任も厚く、昭和54年には43歳にして出納室長となり、昭和60年から退職されるまでの11年間は、議会事務局長として遺憾なくその手腕を発揮されたのであります。私が議員になったのが平成5年であり、このとき既にあなたは名議会事務局長として議会事務全般に精通されていましたので、私たち議員は議会運営の補佐役としてのあなたに全幅の信頼を置いておりました。私も新人議員として、議会人の心得や議会のルールについて懇切丁寧に指導を受け、また議会を離れば友として個人的に親しくさせていただき、いろんなことを学びました。今でも感謝の気持ちでいっぱいであります。

平成9年には、あなたは周囲のたくさんの期待を一心に集められ、大畑町議会議員として見事に初当選されました。以来大畑町議会議員として、また合併してむつ市議会議員となられた今日まで、長年培われた職員の経験を生かしながら、地域住民の福祉増進に努めてこられました。

昨年11月には、全会一致で教育民生常任委員長に推され、委員長に就任、教育、民生、福祉問題に取り組まれたそのやさき、そしてまた今日の内外における厳しい諸情勢を思うとき、あなたのような高い見識、鋭い先見性、強い実行力を持ちながらも、人間味にあふれた貴重な人材を突然失ったことは、本市議会にとりまして、またむつ市にとりまして悲しむべきはかり知れない損失であり、返す返すも残念でなりません。

あなたは、入院されてからも、意識がもうろうとしている中にあっても議会のことを案じ、唯一動く右手で議会、議会と奥さんの手に書いたとい

うお話を聞きましたが、その議会に対する真摯なまでの情熱からも、まだまだ生き続けてやりたいことがいっぱいあったことを思うにつけ、あなたの無念な胸中を察するに余りあるものがあります。

あなたは、議会活動のほかに大畑町老人クラブ連合会会長、大畑町社会福祉協議会理事、社会福祉法人三恵会理事、大畑土地改良区理事、大畑町観光開発計画審議委員会委員、大畑町在宅介護支援センター運営協議会委員、大畑町健康づくり推進協議会委員等々、数々の要職につかれ、地域住民のために一生懸命走り回っていた姿には、ただただ頭の下がる思いであります。

あなたは、家庭にあっては奥様とご長男夫婦、そしてお孫さんお二人の家庭であり、とりわけ孫さん2人をかわいがっておられました。お孫さんは、いずれもお嬢さんで、誕生日やクリスマスなどには相好を崩してプレゼントの話などをする毛馬内議員の姿は、ふだんのあなたからは想像できないようなほほ笑ましい光景でありました。しかし、去年のクリスマス前の13日、あなたはお孫さんにプレゼントを上げることもできないまま帰らぬ旅へ行かれてしまいました。でもあなたのこれまでの生きざまと優しさと強さは、子供さん、お孫さんの心の中にいつまでも生き続ける最高のプレゼントではないでしょうか。あなたの死を知るや知らずや、あなたを母のように優しく見守ってきた朝比奈岳は、今も変わらぬ威容を保ち、また父のようにあなたを鍛えた津軽海峡は、風雪吹きすさぶ荒涼感を漂わせております。朝な夕な、いつとも変わらぬ朝比奈岳や津軽海峡の荒波を見るとき、ありし日のあなたを思い、悲しみは尽きることはありません。

あなたのすむよみの国は、寒くはありませんか。春の日差しが優しく降り注ぎ花々が咲き誇っているのでしょうか。私たちには知る由もありません。

しかし、あなたはあの世へ行って、あなたを時には厳しく、時には優しく育ててくれたご両親や、かわいがっていた2人の弟さん、あるいはさきに黄泉の客となった木村亀治議員や多くの議員の人たちとともに再び相まみえ、ご家族のこと、友人のこと、むつ市の将来のこと、大畑病院のことなどについて、静かに、しかし時には大声で笑ったりしながら熱い議論を交わし、また合間を見てはマージャンやトランプなどに興じているものと思っております。そして、それだけが私どものせめてもの心の慰めであります。

今ここにありし日のあなたを思うとき、私には毛馬内議員の温顔がほうふつとして浮かんでまいります。合併後のまさにこれからという時期だけに、あなたがいないということは、むつ市政にとっても惜しみても余りあり、痛恨のきわみではありますが、残された私たちが力を合わせて、あなたがこよなく愛したふるさと大畑の発展とともに、むつ市発展のために努力してまいる所存であります。

もはやあなたのあの元気な姿を見ることはできません。できることは、生前のあなたの様子をこの胸に秘めて悲しみに耐えるのみであります。

毛馬内議員、名残は尽きませんが、どうか安らかに眠りください。奥様を初めご家族の皆様、幾ら冷たい雪が降っても花は必ず咲きます。どうか元気を出して頑張ってください。ここに遺族の皆様心に哀悼の意を表しますとともに、毛馬内議員の生前のご功績をたたえ、その遺徳をしのび、心からご冥福をお祈りいたしまして、追悼の言葉といたします。

平成18年2月9日、議員代表、服部清三郎。

○議長（宮下順一郎） これで故毛馬内光雄議員に対する追悼演説を終わります。

ここで10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 次に、諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今臨時会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、1月27日、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 議席の変更

○議長（宮下順一郎） 日程第1 議席の変更を議題といたします。

議員の所属会派の異動等に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更したいと思います。変更した議席は、お手元に配布の議席表のとおりであります。

変更した議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

（事務局長議席番号・氏名朗読・
別紙議席表）

○議長（宮下順一郎） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれ着席願います。

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、3番白井二郎議員及び58番坪田智十司議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4～日程第21 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第4 議案第1

号 むつ市海と森ふれあい体験館条例から日程第21 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの18件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(杉山 肅市長登壇)

○市長(杉山 肅) ただいま上程されました16議案2 報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第1号 むつ市海と森ふれあい体験館条例についてであります。本案は、指定管理者制度に関する規定を整備するため、現行の条例の全部を改正するためのものであります。

次に、議案第2号から議案第12号までの指定管理者の指定についてであります。これらは、平成18年4月1日から指定管理者に管理を行わせることとしてあります公の施設の指定管理者を指定するためのものであります。

次に、議案第13号 青森県市長会館管理組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市長会館管理組合規約の変更についてであります。本案は、平川市から青森県市長会館管理組合に加入届が提出されたことに伴い、平成18年4月1日から新たに平川市を加入させるため、提案するものであります。

次に、議案第14号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。本案は、去る1月10日をもって辞任されました横山守氏の後任の委員に大場英雄氏を選任することについて、ご同意を得るためのものであります。

このたび辞任されました横山氏は、固定資産評価審査委員会の委員として地方自治の発展にご尽力されました。ここに、横山氏の功績をたたえるとともに、心から感謝の意を表するものであります。

す。

次に、議案第15号 平成17年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、2,606万6,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は318億2,838万円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。農林水産業費には、青森県から事務委任を受けて実施しております川内小倉平地区の農道整備事業において、用地交渉の進展に合わせ事業費を追加しております。

災害復旧費には、昨年9月の豪雨により被害を受けた川内袈川地区外3地区の農業用施設並びに脇野沢地区瀬野川流域の護岸及び隣接する市道の復旧に要する経費を計上するとともに、年度内での事業の完了が見込めないことから繰越明許費を設定しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国・県支出金には補助内示に伴う収入見込額を、市債には災害復旧債を計上しております。

なお、指定管理者の指定に伴う指定管理料及び昨年9月の豪雨により崩壊した墓地公園ののり面復旧事業費について、債務負担行為を設定しております。

次に、議案第16号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。本案は、国の補正予算に伴い、公共下水道事業の管渠工事等に要する経費について、債務負担行為の追加をするためのものであります。

次に、報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。これは、平成17年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、電源立地地域対策交付金規則の一部改正により、使用済燃料中間貯蔵施設に係る初期対策交付金相当分を前倒して事業に充当することが可能となったことに伴い、この交付申請に

急を要したため、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。これは、平成17年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、昨年12月からの大雪に伴い、予算に不足が見込まれたため、除排雪経費を追加したものであります。

以上をもちまして、上程されました16議案2報告についてその大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご同意及びご承認賜りますようお願い申し上げます次第であります。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

ここで議事整理のため、11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22～日程第39 議案質疑、討論、採決

議案第1号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第22 議案第1号 むつ市海と森ふれあい体験館条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。59番齊藤孝昭議員。

（59番 齊藤孝昭議員登壇）

○59番（齊藤孝昭） おはようございます。議案第

1号 むつ市海と森ふれあい体験館条例について、1点だけお尋ねいたします。

この海と森ふれあい体験館は、むつ市役所川内庁舎と一体的な建物であります。条例策定に当たりまして、電気料金、水道料金、清掃業務などをどのように分割するのかお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） ただいまの齊藤議員のお尋ねにつきましては、宮下教育部長に答弁させることといたします。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 齊藤議員のただいまのお尋ねにお答えいたします。

むつ市海と森ふれあい体験館につきましては、指定管理の条例整備に当たりまして、この建物は川内庁舎と一体の管理となっております。既に旧川内町の時点で、NPOにかかわる指定管理がなされておりまして、その時点からこの指定管理の取り扱いについては、一般管理費の中で光熱水費等を分岐した形での指定管理でございまして、今回も一体管理の中での位置づけといたしております。すなわち電気、水道、暖房関係につきましては、川内庁舎で管理しているということでございます。

本来指定管理に当たりましては、これらを分岐したものが望ましいわけではございますが、分岐についての作業が非常に経費がかかります。全館暖房、それから配管、電気の分岐等の経費がかかることから、当時川内町では庁舎の方の負担ということにしてあったという話を聞いてございます。

また、指定管理との関係におきましては、旧川内町で従来取り扱いした庁舎と一体管理での負担という考え方の中で、これを分岐しますと、逆に指定管理者の方から請求があるというようなみなし方で、総体的な経費では絶対数量は同じという考え方をしてございますので、方法論の問題はご

ざいますが、現行の中では電気、水道等の経費は見込まない方法で考えてございます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第23 議案第2号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。59番斉藤孝昭議員。

（59番 斉藤孝昭議員登壇）

○59番（斉藤孝昭） 議案第2号、NPO法人シェルフォレスト川内を指定管理者とすることについてお尋ねいたします。

本来指定管理者の募集をする場合、条例の制定後、その条例に基づいて募集要項を公表するものですが、この議案については公募を昨年11月に行っております。そこで、11月に公表した募集要

項は、改正前の条例に基づいた募集であり、今議案との整合性はどのように図られたのかお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 斉藤議員のお尋ねにお答えいたします。

募集の関係につきましては、既に旧川内町の時点で指定管理者の指定を受けてございます。その絡みの中では、この指定管理者の位置づけといたしまして、人の持った技能に頼った施設であること、既に指定管理者として契約中であった法人であること等を私どもは踏まえまして、旧条例の中で十分公募にたえ得る条例でございましたが、指定管理者の位置づけを確定する段階に当たり、非常に条例上不備なものがございまして、今回改正案ということで提案させていただいております。

今回非常に短い期間の中での公募という位置づけでございましたが、それら人の問題、既に契約中であったということの中では、期間を非常に短くとらざるを得ない背景がありました。場面によっては、私どものもっと弾力的な考え方があれば、広く公募期間をとれるような形のものがあつたかと思っております。今後の反省点として、斉藤議員の意思を生かしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 59番。

○59番（斉藤孝昭） わかりました。ということは、指定には問題ないということによろしいですか。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 法律的な立場、選考委員会等を十分経てございますし、位置づけとして本臨時会で議決いただければ、背景としては問題ないというように考えてございます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） これで斉藤孝昭議員の質疑

を終わります。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第24 議案第3号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、5番堺孝悦議員。

(5番 堺 孝悦議員登壇)

○5番(堺 孝悦) 通告に従ってお尋ねいたします。

議案第3号では、大畑地区の兔沢スキー場、あさひな丘球場、陸上競技場、プール、庭球場、大畑地区の健康と福祉に関する管理でございます。私がお尋ねするのは、そう難しい話ではないのですが、いわゆる指定する側が杉山肅ということになっております。そして、受託する団体の代表者、理事長が杉山肅という同一のお名前になっていませんか。同一人が受託者と委任する方を兼ねてい

るという、一般の民間ではなかなか承知しがたいような形態になっているわけです。もしも、これは仮定の話ですが、管理者側、つまり受託側に何らかの問題が起きたときに、それを発注した側が同じ人間ということは、非常にふぐあいが生じることがあり得るのではないかという、これはそこまで考えなくてもいいと言うかもしれませんが、その辺について、まず1点答弁をお願いします。

○議長(宮下順一郎) 市長。

○市長(杉山 肅) 本案の所管は教育委員会でありまして、あえて私その当事者ということになりますので、お答えを申し上げます。

商法、あるいは会社法で言うところの双務代理ということになりますので、これは便法はあります。契約する際には、団体の代表でなくて、代表権を持つに類似する者が契約の当事者になるという方法があります。しかし、堺孝悦議員ご発言のように、これはいかにも両方の、右手が左手と契約するなんていうのは、人間ではできませんけれども、法律的にはよろしくないという、そういうご指摘をいただいております。ただいまの段階でまだ手続が済んでおりませんので、私の名前で契約をするという提案をさせていただいておりますが、ごく近い将来に、この法人の代表者を適切な方に受けていただくという方向で検討いたしておるところでありますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 5番。

○5番(堺 孝悦) ただいま市長から、ふぐあいが生じた場合は、やはり法律的にもちょっと問題があるということで、その改善策はもう既に承知しているということによろしいです。

もう一つ、この理事というのがあるのですが、理事の中に旧大畑町選出の市議会議員も入っているわけです。これを議会から選出していたとなれば、理事との絡みからいっても、やはり市長が答

弁したと同じように、ある意味で何らかの問題が起きた場合、その理事を派遣している立場から、議会もその責任の一端をとらざるを得ない羽目になることもあり得るわけですが、非常に細かいようですけれども、そういう点では、この理事を市議会議員が兼ねるといっても非常にある意味ではふぐあいがあると思いますが、その辺当局はどう考えていますか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） この法人につきましては、堺孝悦議員十分ご理解いただいていると思いますが、旧大畑町の教育にかかわります、かなりな部分を運営しているという法人でございまして、合併当時、この組織についてどのような方向性を打ち出すかということ議論するいとまがなかったという事情がまずございます。ご指摘の議会から選んでいただいております理事につきましては、お一人は合併前から理事を務めていただいておりますし、お一人は議会からのご推薦をいただいて選んでおるとい事情もございまして。そのような問題で、先ほど申し上げましたように、人選をするいとまがないまま事業を継続してもらおうということを前提に対応してまいりましたので、今後、これは私がかかわるのはまた別に、それなりの検討を加えまして、議会とも十分ご相談を申し上げて対応をしなければならない問題だろうと考えております。

○議長（宮下順一郎） 5番。

○5番（堺 孝悦） 多分3回ですので、これで終わりますけれども、非常に時間的制約の中で指定管理者制度がスムーズにいくための、考えてみればやむを得ないというか、そういう経過は十分理解できます。しかし、これから指定管理者制度が行革あるいは財政改革の中で、そういう民活のレベルでやるという大前提に立てば、時間をかけて、これを是正し、すっきりした形にするのが最も望

ましいことだと思いますので、その辺市長は十分理解しているということで承知しました。

これで終わります。

○議長（宮下順一郎） これで堺孝悦議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 同議案に対してお尋ねいたします。

私たち日本共産党の市議団は、内部でちょっと議論いたしまして、指定管理者の指定についてはすべて反対するというわけではなくて、まず1点目としては住民サービスや積み上げてきた経験の継続、そして専門性が保障されるのかどうか、二つ目としては、労働条件等が保障されるのかどうか、三つ目としては、情報公開の後退等懸念材料があるのかどうか、これを判断基準として対処すべきという立場に立つことになりました。

まず第1点目として、先ほど述べた住民サービスや積み上げてきた経験の継続、専門性が保障されるのかどうか、そして二つ目として労働条件等が保障されるのかどうか、この点を、くどいようですが、総合評価のところにもいろいろ書かれてありますけれども、確認させてもらいたいと思います。

2点目としては、先ほど同僚議員の堺孝悦議員が質疑されました官と民との癒着を防ぐという観点での質疑であります。私も同様の疑問を持ちまして、お尋ねいたしますが、総合評価の中では、この点は特に取り上げていないのです。何と書いているかということ、行政側との連絡、意見交換が十分でき、管理運営面では効果が上がるという評価になっているのです。これをどのように理解するか、それぞれあると思いますが、行政側と連絡、意見交換が十分でき過ぎて、かえっていろんなふぐあいをそこで塗りかえてしまうという

ふうにも、これは意味がとれるので、なかなか微妙な表現であり、評価だと思っております。

そして、私は先ほど言ったようないろんなさまざまな経営があっても、市長がそれこそ代表でありますから、市長の配慮で、何とかちょっと隠してしまえとか、そういう形で、結局腐敗というのがそこから生じてしまう可能性がある。いや、そうするとは私は断言はしていませんが、可能性があるということになります。先ほど市長が今後早期に対応したいと言っておりますが、今、日本でも防衛施設庁の談合が大変問題になっています。これは、やっぱり官と民との癒着が生じてすっきりしていない形だからこういうのが生じたということでもありますから、こういう芽を残すようなことを、火種を残すようなことをしてはいけないというふうなことであえて追及させてもらいます。この点について、市長は早期に対応すると言ったけれども、早期でなくて、対応をして刷新した形でこの指名というか、指定管理者として指定される団体として手を挙げるべきではないかなと、これを2点目としてお聞きしたいと思います。ですから、今回はおりてもらおうという形にならないかどうか。

3点目としてであります。今までは、財団法人大畑町教育振興会の経営状況を説明する書類とかが議会に上がってくるのでありますが、この指定管理になった場合、これと同じような書類というのは今後上がるのかどうか、ここを確認させていただきたいと思っております。指定管理になると、いろんな意味で情報がなかなか議会の方に入らなくなるといううわさも聞いておりますので、以上、この3点、とりあえずお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） お尋ねの2点目についてお答えをしたいと思います。

まず、この法人がどのような経過で誕生したか

ということについて、横垣議員、ご承知のうへでのお尋ねだと思いますが、誕生した歴史を踏まえて合併までやってきた。合併後は、かなり内部的に検討を加えて、おっしゃるような癒着だとか、あるいはなあなあだとか、それから何かミスがあれば隠すとかというようなことをしないように今日まで努力をしております。

指定管理者制度というのは、民にできるものは民にという地方自治法上の精神から行うものでありまして、先ほどお尋ねがありました人件費等についても検討を加えるという内容を含んでおること、そういう意味からも理事長を市長が務めておるということは不合理であります。でありますから、これは検討が、お手元に資料をお配りしているはずであります。どのような経過を経ているか、どのような回数をもって開かれているかということをご理解いただいていると思っております。件数も多うございますし、会議の回数も多うございます。その間に理事長を交代する手続をすることが時間的にも、あるいは体制的にもかなり無理があったというような事情で今日の提案になっているわけでありまして。ご指摘の趣旨は十分理解いたしておりますし、私どももその対応について今検討を加えているところでありますから、そのような形で理事長を交代せしめる。これは、この臨時会で議決をいただければ、そのような条件を付してご承認をいただいたものという理解で取り組んでまいらなければならない問題でありますから、私どもも承知しておりますし、議会議員各位からもご指摘をいただいたということを前提にして対応することに相なりますので、ご理解を願います。

その余については、教育委員会からお答えを申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お尋ねにありました3点

目の件についてお答えいたします。

出資事業者につきましては、地方自治法で2分の1を超えますと議会に対する報告が出てまいります。今回のこの事業者につきましても、出資が2分の1を超えてございますので、次年度の決算時にこの報告書が出てまいります。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） ただいまの横垣議員の1点目の住民サービスまたは経験等の部分でございます。

当教育振興会につきましては、長年の経験を有した組織でございますし、もちろん住民サービスの経験も長いということで、それなりの評価の中で今回候補者ということになってございます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 今の指定管理をやらなくてはいけない期限が、たしかことしの8月までというふうに私は記憶しているのですが、そういう意味で、まだ時間があると思いますので、ぎりぎり8月までにこれをどちらかに振り分ければいわけですから、それまでは今のむつ市教育振興会の方に今までどおりの委託という形をとりながら、そしてそういう人事体制が刷新したうえで改めて指定管理者として指名するという形をとることは、まだ期間としてはできると思います。その点、そういう形にした方がいいのではないかとということで、これを検討できないかをお尋ねいたします。

私たちの同僚の工藤孝夫議員は、去年の9月定例会で、まさにこの点を大変心配いたしまして、首長や議員、その関係者、特定団体が経営する会社及び法人の参入の規制を条例上明確に盛り込むべきだということを指摘しております。そして、この評価委員はたしか8名で構成されていると思います。この評価委員の評価基準の中に、やはり

こういう基準を盛り込むべきだと思いますが、この点もお聞きしたいと思います。2点よろしくお願いたします。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 今回提案申し上げております指定管理者の指定につきましては、まず1が公の施設の名称、それから2が指定管理者として指定する団体、それから3が指定の期間と定めてございます。この三つが議会の議決事項でございますので、これが一つでも欠けますと、うちの方としますと指定はできないわけでございます。ご理解いただきたいと思ひます。

指定管理者として指定する団体の理事、メンバーにつきましては、委員会の中でも議論されました。将来的には、ご承知のとおり、県につきましてはそういう団体に県議会議員あるいは県知事が名前を連ねている指定者にはしないという規定がございます。むつ市の場合も、将来的には議員ご指摘のありました事項については、委員会の中でも協議されてございますので、そういう方向に行くのではないかと理解いたしております。

先ほど申し上げましたように、この議案につきましては、指定期間を3年間としてございます。その部分が議会の議決を経いただかないと指定できませんので、今の議会、確かに今の法律自体は9月1日までに指定管理者を導入するのか、独自に直営でやるのか、この2者選択でございます。今提案申し上げているのは、あくまでも3点セットで3年間を指定管理者でお願いしたいということでございますので、議員からお話ありました9月まででも今の委託契約でもいいのではないかとありましたけれども、あくまでもこの3点セットで議会にお願いしておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 3点セットは渋々承認はしな

くてはいけなかなというふうには思いますが、ただやっぱり8月まで時間があるので、何とか事務方も検討してもらえればと思います。

あと、先ほど評価委員会の中では、県の方も私が言ったような形の基準を設けているということですから、ぜひとも早期にそういう基準を設けてもらいたいし、また評価委員、たしか私の聞いているところだと、ほとんど市の幹部だけがなっているということですので、その評価委員の人事の構成も、それこそ一般の市民の方を取り入れるということも視野に入れた検討もできないものかどうか、そこら辺を最後確認して終わりたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） この審査会が終わった後に、その委員会で選定したこの事業者が適切なかどうか、学識経験者の意見を伺っておりまして、その時点では委員会で選定いたしましたその事業者については問題ないという、ある意味では推薦を受けてございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、59番齊藤孝昭議員。

（59番 齊藤孝昭議員登壇）

○59番（齊藤孝昭） 前者の2議員と質疑が少々ダブるところがあると思いますが、ご勘弁を願って答弁をお願いしたいと思います。

まず、このむつ市教育振興会は、先ほど前の議員も聞きましたが、理事長が市長であります。専務理事には大畑庁舎の教育課長、理事には市議会議員2名、その他の理事は教育関係者、監事に収入役と、まず行政職豊かな役員体制となっているのは皆さんご存じだと思います。また、資本金1,000万円とありますが、これは旧大畑町が全額出資する、合併しましたけれども、当市が深くか

かわっている団体であることも、皆さんご承知だと思います。

そこで、このように行政が深くかかわっている団体を指名するに当たって、先ほど横垣議員も聞きましたが、不正が行われる可能性があるのではないかというふうに思うのも皆さん共通しているところだと思います。万が一指定に当たって不正が行われた場合、それをチェックする機能はどこになるのか、まず一つお伺いしたいと思います。

それと、指定管理者制度の大きな目的の一つに自治体が出資する外郭団体の整備統合というのがあります。前年度同様の約4,000万円の委託料、そのうち半分の約2,000万円が人件費になっていますが、この議案が可決した後、市長はこの団体をどのように再編しようと考えているのか、2点目としてお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 出資金全額旧大畑町が出しているという事情については、なぜそうなったかということについて、ご理解をいただいているのだと思いますが、もし多少でも欠けるところがあれば、今この場で申し上げたいと思います。これは労働委員会の査定によって誕生したというようないきさつがございます。つまり町の事業を肩がわりする事業体として誕生したという歴史を持っております。その歴史がそれなりに長い期間続いてきておりまして、旧大畑町自体はこの団体を容認し、支援する形をとってきておることがございます。これを今合併に伴ってただちに新しい体制に切りかえていくということは、ある意味では合併のデメリットを強調するというようなことにもなりかねない。

また、もう一つ、市の執行部が深くかかわっているから不正が起こるのではないかということであると、市政全体が不正を行っているようなイメージにもつながりかねません。ただいまのご発言は、

私は内心余り愉快ではございません。私どもは、厳正な行政を行うことを旨として仕事に取り組んでいるつもりでありますから、かかわっているから不正が生じてくるという発想にはがえんずることはできない、このことについてはご理解いただけると思うのであります。

また、チェック機能はどこに出てくるか。これらはすべて監査委員会の監査対象でありますし、同時にこの団体そのものが監事を持っております。監事が収入役だからおかしいではないかという、収入役はある意味では監査委員会よりも広範な業務にわたって事業の進捗の適正さ、コンプライアンスというものに目を配っていかなければなりません。そのような体制でこれまでも正当な運営が行われてきておりますし、指定管理者制度は、いわば換骨奪胎というほどのものではないわけであり、そういう建前から考えますと、ご懸念の点は、私は今後とも生じないように努力はしなければなりませんし、生じさせてはいけないという気持ちを強く持つておるということをご理解いただきたいと思いますのであります。

○議長（宮下順一郎） 齊藤議員、ご発言にはご留意のうえ続けてください。

○59番（齊藤孝昭） わかりました。市長が言っていることはよくわかりますが、外郭団体の話を私はしているのです。別に市の内部の組織とか、それにかかわるとかというふうなことではなくて、その外部の団体に余りにもかかわり過ぎていないかということをお話しさせていただきました。

それで、再編をしたいというふうな話は先ほどから総務部長も市長もおっしゃられておりますが、この議案を可決するためには、この再編を約束しないとなかなか可決にはこぎつけられないのではないかというふうに私は今思いました。そこで、財務のことも先ほど市長がお話しされましたけれども、それに関連して1点お尋ねいたします

が、まずこのむつ市教育振興会というのは、学校給食業務もやっていますね。もう一つ、本来やってはいけない学校の用務員派遣事業もやっております。この学校給食業務と用務員の派遣事業、そして今指定管理される運動施設の管理、これの財務の整理はどのようになるのか、お尋ねさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 本来この団体は、学校給食をやるためにスタートしているのです。ですから、業務の一部ではなくて、初めは業務の全部だったのです。そこに用務員の派遣事業も入ってきております。これは、この会議の最初の理事会に出席した時点で教育委員会から指摘をいたしております。ただし、職業安定法の中に人材派遣業を営むことができるという条項があります。それを現在手続的にむつ職業安定所ではできませんので、労働局の方に今申請している状態でございます、違法性を持ちながら運営をしてきたということについて、合併後ただちにこれを指示しているということをご理解いただきたいと思います。

その余のことにつきましては、総務部長から答えさせます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 財務の関係につきましては、指定管理者事業と切り離して財務会計してまいります。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 59番。

○59番（齊藤孝昭） 市長の話はわかりました。

総務部長の答弁は、もうそのままなので、いまいちぴんときませんね。いいのですけれども。

最後に、先ほども話をしました指定管理をした後、本当にこの組織を再編する気があるのかないのか、市長に再度お伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 組織というよりも、理事会組織というふうに理解してよろしいでしょうか。理事会組織については、まず理事長については、これは双務代理になるということで、商慣習上認められているシステムはあります。これは、例えば契約に当たっては理事長ではなくて専務理事がやるとか、常務理事が行うとかという方法があります。でも、それはいわば逃げ道でありまして、正当な行為ではありません。でありますから、理事長については適切な人材を選び出すという方法を現在検討いたしております。

また、先ほどご指摘がありました議員から理事が選ばれているということにつきましては、これは議会のご理解をいただかなければなりませんので、何らかの機会に教育民生常任委員会等でご検討をいただくという手続を経るべきであろうと私は思っております。この財団法人の中の議決だけで理事をすげかえるということは決して容易なことではなく、多くの方々のご理解を得がたい場面にもなるのではないかという考え方であります。つまり先ほど来お答えしておりますように、できるだけ早い機会に成案を得て、それぞれの関係部門にご相談を申し上げると、こういう手法をとりたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（宮下順一郎） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第3号 指定管理者の指定について、反対討論をいたします。

本案は、大畑地区にある兎沢スキー場、あさひな丘球場、同陸上競技場、同プール及び同庭球場の指定管理者を財団法人むつ市教育振興会に指定するものであります。住民サービスや積み上げてきた経験の継続、専門性などは全く問題がありません。しかし、法人代表が杉山市長であり、むつ市議員が2名理事者として入っている法人です。

防衛施設庁の談合が世間を騒がせております。これは、民と官のけじめがきちとなされていないため発生している談合です。まさに本案は、官と民のけじめがなされていないばかりか……

○議長（宮下順一郎） 議題外の発言になっておりますので、ご留意願います。

○21番（横垣成年） 重複しているそのものであり、癒着がいても簡単に生じてしまう温床となる議案であります。早期に代表をかえたいとの答弁は、問題点を当人も認識している議案であります。

3点セットに理解はできるものの、本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第3号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者49人、起立しない者3人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午前 11 時 59 分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 4 号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第25 議案第 4 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、5 番堺孝悦議員。

（5 番 堺 孝悦議員登壇）

○5 番（堺 孝悦） それでは、質疑させていただきます。

指定管理者での部門が多岐にわたるわけですが、私がお尋ねするウェルネスパーク、非常に舌をかむような名前ですが、ここの指定管理者について、コナミスポーツと山内土木の、僕らから普通に言えばジョイントと言ってもいいくらいの会社が指定として上がってきたわけですが、ここに資料がございます。ここで6 団体、ほかの方は余りそういう競合がなかったようですが、この部門に関しては6 団体という記載があります。できればこの6 団体の資料を提出していただきたいのです。これがまず第 1 点です。

それともう一つ、新聞記事をちょっと読ませていただいてもいいでしょうか。読売新聞の 1 月 11 日付に、多分市長もご存じでしょう、この記事があります。市長が年頭に当たって多分発表した記事を引用したものだと思えますけれども、ここに固有の名詞がもう既に出ているわけです。山内土木の企業体ということで、本来はやはりきちっとした審査会を経た中で最終的に固有の名詞が出てくるということでは、これは理解しますが、そういうのがまだ模索している中で、トップである市長が

年頭の記者会見でももしもこれを発表したとすれば、非常に、簡単に言えば、市長のお墨つきを与えたも同然の我々は受け取り方をするので。市長、年頭に当たって、この記事にあるようなご発言をなさった記憶があるかどうかお尋ねいたします。これが 2 点目です。これについて、まず答弁をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 委員会をつくって審査している段階のものについて、固有名詞を挙げて発言するほど私も経験は浅くありません。ですから、それは新聞記者の推測に基づくものであらうと思っております。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 市長の答弁にちょっと補足させていただきます。

この指定管理者候補の公表につきましては、12 月 28 日にもう一般に公表してございます。それを受けまして記者の方が、候補者にこの業者が決まっているが、どういう状況ですかということ聞きに来られました。これは、ホームページで公表してございます。それ以降の記事の内容でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

申請のありました事業者につきましては、6 事業者がございました。一つは、今提案申し上げております山内土木・コナミスポーツ、2 業者につきましては、メンテナンス関係で、東洋建物管理グループ、太平ビルサービス、それから市内でスイミングスクールを運営してございますスポーツアカデミー、土木業者であります谷川設備工業、特定非営利活動法人スワン、あわせて 6 事業者の申請がございました。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 5 番。

○5 番（堺 孝悦） 今総務部長から口頭で 6 団体の名前が出ましたが、もし資料が提出でき

ましたら、この場でなくてもよろしいので、いただきたいのですが、そのご検討をもう一回お尋ねします。

それから、ホームページでは、12月28日にもう既に一般公開しているということでございました。それからいえば、市長が1月1日に仮にそれらしきことを述べたとしても、これは別に何も問題がないわけですが、市長はそういう固有名詞を一切言っていないということなので、もしもこの記事が新聞社が推測で書いたとすれば、これについては新聞社に十分その辺を、どうしてそういうふうにかかれたのかということは問い合わせて、市長の言っていることと新聞社の相違がないことを確認するというのも私は考えています。

私見学に行ってきました。果たしてこれだけの施設をこの地方都市が維持できるのかということに、まずびっくりしました、余りにも立派で。確かに県の建物であることは十分承知していますけれども、100万都市といえどもああいう建物は恐らく持っていないでしょう。したがって、この活用については、この下北でどのような活用方法が住民あるいは我々にとって好ましいかということ是非常に大きな課題になっていると思います。そういう意味で、大きなコナミススポーツが入ってきて、大きな視野で活用するということは、もう我々としても十分見守っていくことに値すると思っておりますが、やはりこれだけ大きな経費がかかるものですから、少なくとも住民の利便性、それから経済性を考えた中でコナミススポーツが地域に対してどのような配慮をするかということ、私はこれも十分注意をしなければならないと思っております。

どうかそういう点で、多少食い違いがありました。市長が言っていないと、そういう文言は一切入っていないと、また事前にそれは公開していると。公開がどういうふうな手段だったかということ、

今ホームページと言いましたけれども、ホームページだけだったのかということも聞いておきます。どうですか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

ホームページだけの公表でございます。

それから先ほど来、山内土木、コナミススポーツ以外の5事業者の概略ということでお話がありました。これも個人情報、あるいは会社等の秘密保持の関係もございますので、今回指定管理者の一覧表という形でお出ししてございますけれども、そういう様式でよろしいのであれば、検討しまして、出す方向で資料をおつくりしたいと思います。よろしく願います。

○議長（宮下順一郎） 5番。

○5番（堺 孝悦） 資料は、出せる範囲内で出させていただきたいということをお願いしておきます。

それから、広報がホームページのみだったということで私はもう愕然としました。やはり確かにホームページ、いわゆるインターネット関係でそういうのを利用している方はたくさんいますけれども、何しろ少子高齢化と言われているこの社会において、やはりホームページのみに頼った広報というのはいかがなものか。やはりこういう大事な問題は、ホームページに携わらない人たちにも出して、初めて広報したと言えるのではないかと。これは、十分検討すべき広報のあり方ではないかと思っております。

それから、維持管理費、いわゆるランニングコストが非常に多額であります。その多額の財政が地元雇用、地元経済にどのように貢献するのかと我々も十分注意を払わなければならないです。そういうことでは、地元企業の山内土木がジョイントを組んだというのは、一つの防波堤にはなるわけです。そこで、山内土木とコナミススポーツのこ

これは民営化の問題ですから、余り立ち入ることはできませんが、経済的な面から見てどのような雇用が創出されるのか、その辺当局はどう考えていますか。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 当候補者が指定管理という形で議決をいただいた時点で、雇用体系、経済活性化の関係でございますが、現在のところ、うちの方の設計額、設計積算の中での雇用の人数は19名、また提案をいただきました範囲でも19名という提案をいただいております。新規雇用という認識でございます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） これで堺孝悦議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 同議案にお尋ねさせていただきます。

2点ほど最初をお願いします。このウェルネスパークの維持管理費であります。既に管理費を出費しております。平成17年度は8カ月の管理費が7,116万2,000円ということで支出されていることになっております。現在指定管理者がまだ決まっていないのですから、市の職員が入っているとは思いますが、何人で管理しているのかというのをお聞きしたいと思います。

先ほど何か19名ほど新規雇用という話がありましたが、指定後も今と同じような人数でやるのかどうかということと、2点目がコナミスポーツは東京の方の会社でありますので、先ほど新規雇用と言いましたが、地元の雇用ということで理解していかどうか、この2点をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 雇用等の関係についてお答えいたします。

現在正職員1人、臨時5名でもって8月1日、いわゆる建物の完成後の運営管理を行ってございます。6名体制で管理をしてございます。また、平成17年度当初予算におきまして、7,116万円の予算を計上させていただいております。これについては、8月1日から平成18年3月31日までの執行計画に基づいた予算を計上させていただいておりますが、現在のところ大幅に節減等図ってございまして、最終的には3,000万円程度の執行で終わるのではないかとこの見通しにございます。

また、コナミスポーツの関係におきましては、かなり大手の専門業者でございますが、できるだけ19名の雇用を地元からということで現在協議をいたしております。議決をいただければ、この線につきましても地元雇用の観点から、大人数の雇用ということで折衝に入らせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） ちょっと細かいことを聞かせてもらいます。地元の雇用を19人ということではありますが、プールもありますし、たしかいろんなジムのようなどころもあるというふうに記憶しています。そうすると、雇用者の採用をするときの条件というのはどういう形のものがあるのかどうか、ただ単に何も資格のない人でも手を挙げて雇用してもらえるものかどうか、そこら辺何か大きなガイドラインのようなものがあるのか、お知らせしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 雇用の中身についてでございます。各トレーニングジム、プール、さまざまな施設が張りついてございますので、その施設を運営するに当たって、専門的な知識、指導体制の形を持った職員が望ましいという判断をしております。当然新規雇用に当たっては、なかなか

そういう有資格者はないわけで、採用後におきまして研修等を重ねて、指導体制、運営体制を強化していくという方法でございますので、今のところの話では、無資格者であっても対応できるということでございます。その後の研修でクリアしていくということになります。

以上です。

○議長（宮下順一郎） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、59番齊藤孝昭議員。

（59番 齊藤孝昭議員登壇）

○59番（齊藤孝昭） 先ほどの質疑で、議会に合わない言葉を使って申しわけありませんでした。以後気をつけますので、よろしくをお願いします。

ただいま前の2議員から質疑があった内容と重複する点がもしかすればあるかもわかりませんが、わかる範囲の中で答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、雇用の話が先ほどから何回か出ておりますが、このコナミスポーツというところが、現在国内の数十カ所の施設で指定管理委託を受けて事業を展開している会社でありますけれども、会社のホームページを見ますと、雇用の創出について、インストラクターを育成し、その育成した人を社員として雇用する事業も行っているというふうに記載しております。先ほどの教育部長の答弁の中に、最初は採用して、後に研修をしてそういう専門の指導に当たるというふうなことを言っておられましたが、選定の段階でそういう企画の提案があったのかなかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 今回ウェルネスパークの指定管理者の指定に当たりましては、各申込者の方から提案書をいただいております。インストラクター等々の関係につきましても、各社の方か

ら提示がございまして、当山内土木・コナミスポーツの提案書の中にもインストラクター等健康管理に関する専門的配置を提案いただいております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 59番。

○59番（齊藤孝昭） 企画について1点だけお伺いします。

これもまたホームページに載っておりましたが、コナミスポーツというのはアスリートサポートセンターというふうなことになっていまして、日本オリンピック委員会の認定を受けて、オリンピック強化指定選手の支援なども行っております。これも企画の段階ですけれども、そのような専門の運動選手とかかわりがある会社ということで、いろんな企画を提案してくると思いますが、その企画書の段階にそのような専門的なスポーツのあり方について提案があったのかお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） そこまで専門的な提案は、具体的なものはございませんが、我々がいただいている提案書の中の健康増進、スポーツの振興の中では、ただいま齊藤議員がおっしゃっているようなものも包含しているものという認識でございます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 59番。

○59番（齊藤孝昭） 最後のお尋ねになりますが、予約についてであります。地域イントラネット、私前から地域イントラネットにこだわっておりますけれども、このウェルネスパークの予約、地域イントラネットを使って予約ができるというふうな内容の提案があったのかお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 予約制度について、私ど

も申し込みの時点から非常に関心を持っておりまして、事前にこれらの各社の情報を得るべく努力をしております、一応候補者となった時点では、山内土木、コナミスポーツとの事前の折衝の中で、この問題を私どもの方からお話し申し上げております。ただ、現有状況の中では、4月1日のオープンには稼働できない状況でございます。ただ、現在も鋭意早期の実施に向けて検討中ということで報告を受けてございます。早い機会に実施できるようにお願いしてまいりたいと思いません。

以上です。

○議長（宮下順一郎） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、23番大澤敬作議員。

（23番 大澤敬作議員登壇）

○23番（大澤敬作） 私は、この舌をかむようなウェルネスパーク、この事業の中身について、聞かれてもわからない。そういうことで、きょうはお尋ねしようと思って来たのですが、いろいろ前任者の質疑の中でわかってきたけれども、今この事業をやっていいのかどうか、これだけ失業者がやって、犯罪者が後を絶たない。こういう点では、もう少しご検討を願えないものかどうか。私も聞かれたら胸を張って説明ができるように、そのようにしていただきたいが、そのお考えはないのかがどうかお尋ねします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） このような積雪寒冷地にあつて冬期間のスポーツを行うことのできる施設、これは県内に一番最初にできましたのが弘前市、青森市、そして五所川原市、そのほかにもまだありますが、現在のところ青森県で一番新しい施設としてスタートするのがこのウェルネスパークであります。それぞれの施設の利用状況を聞きますと、多様なものが行われているということでありまし

て、必要性があるという認識のもとにこの事業に取り組んできたわけであります。これは、木村知事時代の青森県政が地域の均衡ある発展を図るということで、県が直接投資したもので、弘前市のものは、これはパイロット事業みたいな形で行われましたけれども、県がプロパーの事業として行っているのが五所川原市の施設であります。五所川原市の施設が津軽地区だから、ひとつ南部地区にもどこかつくろうではないかというご提案をいただきまして、私どもが手を挙げて獲得運動をして、そして建設していただく段取りをしたものであります。

繰り返しになりますが、県内のこの種の施設は、それぞれ目いっぱいに使われているということ、そして我々のところにも多くの住民の方々があのような施設を早くつくってもらうようにしてほしいという要望があったということであります。さらに、ほかの地区で行われているようなメニュー、そのメニューに加えてむつ市のドームが、そしてドームに付随するセンターハウスがどのような新しい使われ方をするのかということもこれから我々が大いに関心を持ち、かつ進めていかなければならないテーマであろうと、そう考えるところであります。私どもが力を結集して建設をしてもらった施設であるということでお答えにいたしたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 23番。

○23番（大澤敬作） 私の言っているような、そういう雇用不安、こういう問題等があるのに、こういうものもなければならぬ時期もあるとは思いますが、今はそういう時期ではない。そういう点でご検討を願いたい。この点を要望して終わりたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） これで大澤敬作議員の質疑を終わります。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありません。これより採決に入ります。

議案第4号の採決については、服部清三郎議員ほか5人から無記名投票によられたいとん要求がありますので、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(宮下順一郎) ただいまの出席議員数は56人です。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(宮下順一郎) 先ほど出席議員数56人ということでご報告を申し上げましたけれども、訂正いたします。

ただいまの出席議員数は55人です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(宮下順一郎) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、点呼に応じて順次記載台で記入して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第74条第2項の規定により否とみなします。

点呼いたします。

○事務局長(藤田 修) それでは、ただいまよりお名前を読み上げます。

投票記載台のスペースの関係により、同時に投票できる人数は3名となっております。3名ずつお名前を読み上げますので、順次投票記載台にて賛成または反対と記載し、投票箱に投票してください。

重ねて申し上げますが、記載は記載台でお願いいたします。

(事務局長氏名点呼・投票)

○議長(宮下順一郎) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(宮下順一郎) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番堺孝悦議員、12番村川壽司議員、39番鎌田ちよ子議員を指名いたします。

よって、5番堺孝悦議員、12番村川壽司議員、39番鎌田ちよ子議員の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長(宮下順一郎) 投票の結果を報告いたします。

投票総数55票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 39票

反 対 16票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時40分まで暫時休憩いたします。

午後 零時43分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第26 議案第5号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。23番大澤敬作議員。

（23番 大澤敬作議員登壇）

○23番（大澤敬作） 雇用問題が今の社会最大の重大問題になっているという立場から、職業訓練法人むつ職業能力開発協会、これは私が議員になる1年前、そう早く設立されているのですが、ぜひともこのむつ職業能力開発協会が仕事をふやすような方向でやってほしいが、これについて今までの実績等をお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 職業訓練法人むつ職業能力開発協会、これは本来建設業に関連する方々が自主的につくられた組織でありまして、最初は借家を使ってこのいわゆる職業能力の開発の仕事をしていたのでありますけれども、土地の関係が不安定になりまして、市がそれらに対してお金を出して土地を買い取り、建物を保全して、それをこの協会に貸し付けをしたという歴史があるわけでありまして、これはいわば随分早い時期のNPOなのです。自らが自らのところで働いている若い職人さんとでも言いましょうか、そういう方々の能力を高めるために組織したものでありまして、市はそれに対してその訓練をする場を提供するというだけの立場をとってきたわけでありまして、事業そのものは、この協会が自ら開発し、そして能力を高めるということをやっているわけでありまして、この協会がどのようにして職を探しているか

ということにまでは関与していないというのが現実であります。歴史的なものでもあります。そのようにご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 23番。

○23番（大澤敬作） 雇用の問題については、施設は貸したりしたこともあるけれど、その実態をつかんでいないということですが、今の社会情勢からいくと、何回も言うようだけれども、この職業訓練の問題で仕事がふえるような、そういう施策方を強く要望して発言を終わりたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで大澤敬作議員の質疑を終わります。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第27 議案第6号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) 私は、高齢者福祉施設いこいの里の指定管理者の指定について、五つばかりお尋ねをいたしたいと思います。

まず、この施設の広告が出まして、市政だよりも載りました。聞くところによりますと、市内の関係するような施設にもご案内を差し上げた。それは、説明会の案内なわけですが、ご案内のように、説明会に出ないと応募する資格がないという報告になっているわけです。その面では、かなりきめ細かなPRがされたと、こう理解しておるわけです。そこで、この説明会に参加いたしました法人、団体は何団体あったのでしょうか、まず第1点。

それから、二つ目は、総合評価がいわゆるインターネットのホームページで公表されておりますが、その中で安全安心という立場で触れられております。そして、快適な生活環境が期待できるという評価をされているわけですが、この施設の夜間管理体制がどのように計画で上ってきておるのか。

それから、この施設での病院、そういったものに搬送する際の対応はどのような計画となっておりますか。

それから、今回指定管理者として提案された業者につきましては、とかくいつでも職員の募集広告がされていると、これが専らの評判でございます。さらに、この評価では正職員の比率低下防止対策についてのことも触れております。それはどういうことなのか。特にこの業者が昨年4月から今年の12月までの間に6名の職員の解雇が行われているという状況があるわけです。私この施設に参りまして、社会福祉法人は国の定めがございまして、法人の運営等については公開しなければならないということになっているわけです。その公開をお願いしましたら、快く資料を出していた

いただきました。それは、平成16年度の結果でございますが、その内容を施設の長に伺いまして、いろいろお話ししました。いわゆるその報告書の中に、職員の関係についてはこのような表記をしております。

まず、プロ意識の醸成という関係で、声が低いことと積極性に欠けるのが接遇面の欠点であることがわかった。プロ意識の持てる職員と持てない職員間での解消困難な溝を感じる。利用者主体の視点がずれていく要因にもなっており、最優先の取り組み課題となっていると申しているわけです。だとすれば、新しく参入するに当たって、そのことをどのようにその計画の中に解消策を持っているのか、それがどういう内容になっているか、計画の内容をお知らせ願いたいと思います。

それから次に、計画内容のより一層の実効性の確保の要請についてという項目もございます。これは一体どういうことなのか、ご説明願いたい。

それから、この施設の情報開示によりますと、平成16年度の8事業所合計という、これは脇野沢高齢者福祉施設いこいの里にかかわる部分の決算です。合計で収入を見ますと、利用料収入ほか合わせまして2億5,400万円に達しております。支出の項目を見ますと、主なものが人件費で1億3,800万円余、あと諸経費が7万4,000円、固定資産税はほとんどこの施設自前で買ったのは79万円程度であります。もちろん施設そのものが設備も含めて市有の建物でありますから、ほとんどそれがかからないという内容になっているわけです。

支出の合計が備品等購入引当金500万円、人件費引当金500万円、修繕引当金1,000万円、これらを合わせまして2億3,500万円余になっております。それでもなおかつ1,880万円の利益が生じているという施設なわけでありまして。そういった計画が平成16年度の結果として出ております。ただ、施設そのものが合併前の村有の施設で、いわゆる

居住費、部屋代が低く抑えられていたという経過があるのですが、昨年の10月から今度は国の基準で徴収するというようになってきたわけです。その辺で計画がどのように変わるのか、私は興味を持っているわけでありますが、この計画ではどのような内容になってそれが出てきているのかお知らせしたいと思います。

それから、この審査評価の項目の中で、採点方式によるという形になっておりますが、実は他の施設に関しては、1点から5点の採点方式になっているわけです。ところが、この施設については、そういう評価がされたのかどうか、この公表された選定結果のホームページでは載せられておられないわけです。その理由はということなのか。

以上について、まず伺いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） それでは、お答えいたします。お尋ねが多岐にわたってございますので、落とす部分もあろうかと存じますけれども、その辺は十分注意をしてみたいと存じます。

まず、1点目でございますが、説明会への参加団体数ということでございますが、三つの法人がこの説明会に参加をされてございます。そのうち一つの法人からの応募という状況でございます。

それから、総合評価、安全安心の関係で、まず夜間の管理体制はどうなっているのかという部分でございますが、これにつきましては消防計画等を定めておりまして、それに沿って夜間の防火管理体制をもとに利用者の安全安心を第一義に夜間の防火管理体制をとるといったような内容になってございます。特に最近九州のグループホームで大きな事故がございましたので、その辺も当然含めながら私どもも指定管理者の指定に当たりましては目配りをしていかなければならない部分であろうかと、このように感じてございます。

それから、二つ目の緊急時に対する移送体制と

いうことでございますが、これにつきましては、当然医師の指導あるいは指示によって緊急に対応することになるわけでございますけれども、必要によっては救急車等の出動要請をする場合もございまして、また状況によっては自前の車、搬送車でもってそれぞれの対応をするということに計画上はなっております。また緊急対応マニュアルも策定ということで対応するということになってございます。

それから、正職員の比率の低下をご懸念された部分ですけれども、これにつきましては、まず職員の採用ということでは基本的には脇野沢地区からの職員募集を主体に行っているし、また今後もそういう状況を考えているということでございます。また、特に福祉施設という専門性のある施設ということからいいますと、国家資格者確保の点では、地元確保が難しい点も多々出てくる場面もあろうかと存じますけれども、その場合は法人内での異動等によりまして、必要職種の確保を図るといったような計画でございます。

また、利用者が心地よくサービスを受けることができるように職員の接遇及び能力向上のための研修の強化にも努めるというような考えでございます。さらには、人事考課制度の精度を高めまして、公平な評価に基づいた待遇改善にも努めるとしてございまして、法人としてすべき対策は講じているものと、このように考えてございます。

また、6名の退職者が最近あったというお話でございますが、この部分につきましては、個人と雇用者の関係ということに尽きるわけでございますけれども、当然私どもも特にこの施設につきましては、繰り返しますけれども、専門性を有する特殊な施設ということからいいますと、やはり正職員の安定した雇用ということが前提になるかと思っておりますので、その辺につきましては法人とも定期的に意見交換をしながら目配りをして、必要に

応じては指導等もしてまいりたいと、このように考えてございます。

それから、法人の資料の公開報告書の中に職員の評価という部分があったということで、この辺が計画の中に算入されているかという部分なのですけれども、これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、専門性が要求される施設としての職員それぞれの研修等を含めながら、接遇を中心とした対応を考えているということでございます。

それから、計画内容につきましてはの部分でございますが、より一層の実効性の確保という部分でございますけれども、提出されました事業の実効性の確保ということにつきましては、当然に定期的に確認していかなければならないものと思っておりますし、また特に利用者の安全安心、そして快適な生活環境の確保に向けて対応していかなければならないと、このように認識いたしております。

また、さらには私どもと施設職員による定期的な協議をする場を義務化しまして、施設の適切な管理運営状況を把握しますとともに、必要に応じまして指導助言、あるいは指示等をしてしまして、施設の適切な運営に目配りをしてまいりたいと、このように考えてございます。

それから、施設のいこいの里の収入の部分及び支出の部分で1,800万円程度の剰余金が発生しているという部分についてでございますが、この部分につきましては、今の指定管理者制度を導入するに当たりまして、お話のとおり、この施設は設備投資等が全くかからない公設民営方式での施設でスタートしてございますので、極力指定管理者制度の導入に当たりまして、旧脇野沢村で対応してきた部分を継続させるべく考え方で対応してまいりました。本来であれば施設使用料というものを徴収しまして、それなりの対応をするべきと

ころなのですけれども、これにかわるものとしたしまして、施設の補修あるいは改修等につきましては、すべて指定管理者において対応していただくと。そのために、協定書の中ではこの財源に要する部分として修繕等積立金という形で介護報酬、利用料金の6%を一応考えてございます。積み立てを義務化していただくと。それによって施設の維持補修、改修等の経費はすべて指定管理者において賄っていただくと。したがって、市からの負担はなしというような形で現在考えている部分でございます。

それから、最後の審査評価の方法については、総務部の所管になりますので、総務部の方からお答えを申し上げたいと思います。

以上で終わります。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 評価点数の件についてお答えいたします。

先ほど保健福祉部長の方から、お話がありましたけれども、事前案内につきましては、7団体に案内いたしてございます。それで、説明会には3事業者が参加してございます。最終的には、申請者が1名でございました。本来、複数の申請者がありますとランクづけをしなければなりません。このランクづけにつきましては、選定委員会8名ございまして、1委員が100点の点数でございまして、それで800点評価してございますけれども、このいこいの里につきましては、1業者の申請でございましたので、あえて業者間のランクづけは必要ないだろうということで、点数による評価はいたしませんでした。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） まず、最近の施設における事故、そういったものに関し今後協定を結ぶ際には、その法令の遵守はもとより自主的な利用者、安全

安心の対策をやっぱり協定の中にしっかり位置づける必要があると、こう思います。

それで、特に緊急体制の場合、日常の診療所なんかに通う場合でも、いわゆる若い人が体の不自由な高齢者の方々を移送する際に、あるいは車いすで乗りおりさせる場面でも、やっぱり相当労働過重になっているわけです。したがって、この施設におけるいわゆる労働災害というものも考えられると。特にこういう施設での労働災害の中には、いわゆる腰痛が非常に比重を占めているというのが私も調べた結果、職員の動静などから、これはなっているわけです。ところが、やはりそれは個人の事情で腰痛になったのだというような従来の施設側の考え方が多かったわけです。私は、施設の長にもそのことを申し上げまして、新たな労務管理という中にそういう安全、職員の健康維持ということを強く位置づけてほしいと、こういう要望をしているわけですが、そういったものが今後施設管理の協定を作成する段階でそういう労務管理などがどの程度まで盛り込まれていくのか、それを伺っておきたいと思います。

それから、職員の採用問題につきましても、非常に職員を生かして使うというより欠点を見出してやめさせるというケースが多かったようであります。したがって、地元の職員を優先して採用すると言いながら、やはり人件費の高騰を抑えるという関係なのかどうか分かりませんが、そういう欠点を、一つだけの欠点を見出して、それでやめさせると。しかし、やめさせるのはやっぱり就業規則なりなんなりがはっきりできているのかどうか、そういう面が問題だと思っているわけです。しかも、そのやめるに当たって、そういう解雇に値するにもかかわらず、最終的には職員の都合でやめるというような形態を強要していた経過もあって、最終的には6人目の方には、解雇手当も支払いして正式な解雇という形になったそうですけ

れども、その6人の中にもそういうケースでやめさせるといのが非常に多いようです。

そのやめさせるケースのミス、欠点の要点が何だかということ、たばこをちょっと吸ったとか、携帯電話をかけたとか、そういう人間であれば恐らく過ちがあるはずですよ。そういったものを諭して育成していくことが施設として私は望ましいと思うのです。ですから、立派な施設長なり技術職員の方がたくさんおられるわけですけども、職員を育てるといことを私は強くその施設に要望してきたわけです。したがって、協定書の段階でもそういう労務管理のあり方というようなものも十分私は考慮していくべきだと思いますが、どうなりますか、その辺お伺いしたいと思います。

それから、いわゆる法人の評価といいますが、目配りをしていくということなのですが、これは第三者の機関、あるいは県の機関もあると思いますが、施設自ら選んだオンブズマンというのがいらっしゃるようなのですが、やはりどうしても施設が選んだという弱みがあるのです、オンブズマンには。したがって、やっぱり第三者機関、特に市役所、市のこういう施設ですから、指定管理者制度にするとすれば、市としてオンブズマンというようなものもやはり私は考えていくべきではないかと思いますが、以上の点をお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

まず、契約書等の内容ということのお尋ねかと存じますが、お話のとおり、昨今大きい事故、さらには搬送等にかかわる職員の腰痛の問題、さらには解雇の問題等々ございますので、その辺も協定書、契約に盛り込むべきではないかというようなお話でございますが、協定書の部分につきましては、協定書の基本的な骨格というのがございますので、当然それに沿った形での協定書の内

容になるかと存じます。ただ、それ以外の部分につきましては、口頭で願う部分等が出てまいるとは存じますけれども、それはやはり申し合わせ事項というような形で書き物でそれらはすべて残したいと、このように考えてございます。と申しますのは、やはり私ども担当者は常に異動する立場にございますので、職員がかわった場合、その辺がうやむやになるということがないように、きちんとした申し合わせ事項とかそういう形で、書き物でお互いに確認して残したいと、このように考えてございます。

それから、あとオンブズマン、第三者評価委員会の関係でございますが、今のところはそれぞれの施設等で設置してございますオンブズマン制度の推移を見ながら、もし必要であればその辺は検討課題ということになるかと存じますけれども、その辺で一応お答えにさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 先ほど施設の維持管理につきまして、介護報酬の6%を積み立てしていただくというような考え方でいらっしゃるということで、市の負担も当然軽減するという形になります。しかし、介護保険制度そのもの、施設の運営というのは非常に苦しくなるだろうと思えます。その辺も推移を見ながら考えていただきたいなど、こう思います。

以上で終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第6号についてお尋ねさせていただきます。

私は、1点、柴田議員、先ほども質疑の中で触

れておりましたが、労働条件について再度確認をさせていただきたいと思えます。

この議案は、社会福祉法人青森社会福祉振興団、いわゆるむつ市民の中ではみちのく荘ということで親しまれている、そういう法人であります。先ほど柴田議員が具体的に申しましたけれども、労働条件が悪過ぎるという声が私のところにも届いておまして、やはり市が関係する、関係というか、委託していたところで、こういう評判があるということ自体、では市はどのような対応をしていたのかという、前は脇野沢村の方ですけども、自治体はどのような対応をしていたのかということで逆に戻ってきて、やっぱり自治体というものへの批判にもつながるということで、私はこういううわさというのは放置してはいけないというふうに思っております。

これは、指定管理者にするに当たって総合評価では、比率の高い人件費については正職員と臨時、パート職員との比率について経費削減を進める余地があるという程度にしか触れてはいないのであります。こういう点でそういううわさがあるということ自体、やはりこのむつ市の市政にも影響を及ぼしますので、私はそこら辺に歯どめをかける意味で、先ほど柴田議員も言うておりましたが、しっかりとした協定書にそこら辺を記入する必要があるのではないかと思ひまして、そういうことができるものかどうか。先ほど申し合わせ事項でやると言いましたが、きっちり協定書で結ぶということはできないかどうか、ここを再度確認させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

職員の部分で契約書への取り込みということのお尋ねかと存じますが、先ほども柴田議員の質疑の中でお答えしましたけれども、協定書を当然結

ぶことになるので、その協定書の基本的なスタイル、骨格というのは大体決まっていると思うので、それに沿った形で取り込める部分は取り込みますし、それができない場合は申し合わせ事項というようなお互いに確認しまして、要請する部分はそういう形で書き物に残して対応したいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） なるべく協定書に盛り込めるのであれば盛り込むという答弁で、ぜひそのようにしてもらいたいと思うのです。今ホリエモンとかライブドアの関係で、会社の評価の仕方というのが、日本ではこれから議論になるところであります。アメリカのニューヨーク市は、市が発注する、委託する、そういう会社のまず選定の基本としては、労働条件がしっかりした会社かどうかというのも一つの選定基準にしているのだそうです。それを守っていない会社にはそういう仕事を発注しないし、委託もしない、そういうふうな評価基準になっているし、またアメリカで株式会社を評価するに当たっては、その会社の経営者はどのような品性を持った経営者かというのも判断基準になって、それとその会社は地域に貢献しているのか、こういうのも判断基準になっているそうです。残念ながら、今、日本の会社の評価の仕方は官から民ということで、ただ単に安く仕事をすればいい、その影響が労働条件の悪さということで、モラルハザードでどンドン一人一人の労働条件の悪さにつながっているというのが現状であります。そこで市長にお聞きしたいのですが、そういう状況でこのむつ市はただ単に安くその会社がやればいい、管理すればいいという発想に立つのか、市長としてもその会社は市がお願いするところですから、一定の労働条件を守る、そういうところも判断基準としてその会社を運営してほしい

し、そういうしっかりしたところを判断基準としてむつ市では持って選定の基準としてかわる民間会社との関係を、判断基準というのも持つ必要があるのではないかと、市長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

労働基準、条件等々の部分でございますが、基本的に労働基準法という法律がございまして、これに基づいて当然各事業所は、それを遵守すべく雇用条件等を含めまして対応していると思っておりますけれども、その辺の労働基準法違反等があれば、それを指導監督する部署がございますので、そちらの方で対処するということになるかと存じます。ただ私どもとしましては、あくまでも入所者、さらには利用者、そして家族、そして職員が満足できるような施設に何とかなっていたきたいということでは、十分その辺は目配りをしながら、必要に応じては指導と申しますが、その辺も含めて対処していかねばならないと、このように考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 3回目ですので、ぜひ評価委員の評価の基準の中に、やはりその会社がどういう労働者の使い方をしているか、そこら辺も検討課題の一つに盛り込むことはできないかどうか、これを最後とさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、そういう契約の中に盛り込める部分は当然盛り込んでまいりませけれども、そうでない部分は一応書き物できちんと記録するというような形をとりたく存じますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、59番齊藤孝昭議員。

（59番 齊藤孝昭議員登壇）

○59番（齊藤孝昭） 3人目ですので、重複する点もあるかも知れませんが、先ほどお尋ねした内容の項目にもあったのですけれども、選定結果の総合評価に選定後の施設の管理運営に対し、計画内容のより一層の実効性の確保を要請したいとありました。具体的にどのようなことなのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

計画内容のより一層の実効性のある確保の具体的内容というお話でございます。これにつきましては、先ほどの柴田議員の質疑の中でも若干触れましたけれども、脇野沢庁舎職員を初めとします私ども担当部署と施設職員による定期的な協議をする場を義務化いたしまして、施設の適正な管理運営状況を把握しますとともに、必要に応じて指導助言、あるいは指示等をしまして、施設の適正な運営に目配りをしてまいりたいという内容でございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第28 議案第7号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第29 議案第8号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。23番大澤敬作議員。

(23番 大澤敬作議員登壇)

○23番(大澤敬作) 農業問題についてお尋ねをしたいと思います。

4類地域だということで、9月定例会でもそのように米の問題を質問しました。そして、米の値段は60キロ1等米で……

○議長(宮下順一郎) 大澤議員、ただいまはむつ市野菜集荷貯蔵施設の指定管理者を指定するための議案でございますので、議題外に渡らないようにご留意のほどお願いいたします。

○23番(大澤敬作) 農業問題ということで通告したつもりなのですが、そういう立場で非常に米の値段も安い、それから野菜の問題についても農業振興の立場からお答えを願いたいなというふうに思います。

ついですので、これは次の課題にしたいと思うけれども、NHKの8時35分の放送で、下北半島は、上北も含めてのことだと思うのですが、核燃問題、あるいは原発の問題、こういうようなもので非常に問題があるということで……

○議長(宮下順一郎) 大澤議員、議題外にわたっているようでございますので、ご発言には十分ご留意願います。

○23番(大澤敬作) それは、次に調査をして質問しますけれども、そういう立場で、今言った農業の、野菜の問題はどうなっているのか、それをお答え願いたい。

○議長(宮下順一郎) 今の議題は、むつ市野菜集荷貯蔵施設の指定管理者を指定するというところでございますが、ご答弁できますか。市長。

○市長(杉山 肅) 申し上げるまでもないと思いますが、川内ダムの関連で農地が整合されて、そこで野菜栽培をするというようなことになって、この集荷施設ができたということでありまして、つまり一つの行政的な問題を整理するためにスタートした事業であって、野菜の増産、あるいは野菜

の性能を高めるといったようなことは、この施設は直接的には関係はなくて、要するに生産されたものをいかにして貯蔵し、いかにして売り渡すまで保管するかという問題であって、それ以外の部分で行政がかかわってくるという性格の問題でありますから、そのようにご理解を願いたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 23番。

○23番(大澤敬作) 私農業問題で通告したつもりなのですが、今議長が指摘していますので、今後NHKの報道も含めて、しっかりそれを確認しながら、今後質問を改めてやりたいと思っていますので、これで終わります。

○議長(宮下順一郎) これで大澤敬作議員の質疑を終わります。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

(「異議あり」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 議案第8号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者47人、起立しない者3人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よっ

て、議案第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長(宮下順一郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第30 議案第9号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) まず、私は7点ぐらいお尋ね申し上げたいと思うのですが……

(不規則発言あり)

○18番(柴田峯生) 議長、余分な発言は規制してください。

○議長(宮下順一郎) ご静粛にお願いいたします。

○18番(柴田峯生) このたびの公募についての告知、広報のあり方について、私は少なくともインターネット、ホームページだけでは市民に対する情報格差が生じたのではないかと、こう思っているわけです。特に私どももこのことが1月5日に説明会があるということも知りませんでした。いこいの里の場合は、市政だよりに載ったわけです。また、ご丁寧に関係者の方へもご通知をしたところ、ところが、今回のいのししの館などにつきましては、インターネットに載せまして、ホームページを見なければだめだと。こういう市政の情報を求める場合に、情報格差があってはならないと私は思うわけです。そのことで最初に市長からお答えいただきたいと思います。

それから、いのししの館などの指定管理者条例を設定した際に、産業経済常任委員会の質疑の経過を委員長報告されているわけですが、その中で個別の条例を将来は集合していきたいのだという趣旨のことが書かれてあったはずであります。ところが、今回のこの募集は、多くの条例の部分をくくりにして募集したわけでありまして、少なくともその施設の目的、そういったものは違うものが含まれておったわけです。

また、同時に先ほど来も理事長の件でいろいろ指摘があって、市長も大畑関係につきましてはおやめになるというお話なのですが、私はむしろこのむつ市脇野沢農業振興公社の理事長は、やはり市長が主導権をとってほしいわけです。そういった意味からしても、個別の条例で今までの委託が行われていたものを集合するという形ではやはり問題が生ずると思っております。

特に例を挙げますと、源藤城の畜産の部分ですが、ここは全部農業振興公社で使っております。そして、しかもイノシシ、イノブタを飼育しているわけです。そして、今回の募集要項の仕様書を見ますと、清掃、そういったものも管理委託するのだと、こう言っているわけです。ところが、このイノシシの施設ができてから今日まで、あそこで病気が発生すれば困るということで、イノシシの本当の飼育担当の係員以外は入所を禁じられているわけです。それ一つとらえましても、やはり私はこの施設は直営管理なり、あるいは直接そのむつ市脇野沢農業振興公社が管理すべきものだと、こう思うわけです、指定管理しなくてもです。

また、いのししの館というのがございます。すぐ下にリフレッシュセンター鱈の里というのがございます。同じような施設ですけれども、いのししの館の施設は、全部むつ市脇野沢農業振興公社が使っているわけです。特に冷蔵設備などでも保冷設備でも、すべてを公社が使っているわけです。

もし万一他の業者が参入して競争するとすれば、格差があるわけです、当然そこでもう既存に使用している施設と使っていない人が管理する立場とすれば。こういういわゆる格差のあるものを同一のくくりにしてやるということ自体が私は大きな問題があったと思うのです。

現実には1月5日の説明会には3団体、むつ市脇野沢農業振興公社を含めて3団体が説明会に臨んでいるわけです。そして、1月5日から6日までの間に質問書を提出することになっております。そして、その質問書の回答が1月10日であります。申請書の受け付けが1月6日から12日あります。どうしてこの7日間の間に、より計画的なものが作成できると思いますか。やはりむつ市脇野沢農業振興公社にすべてを預けるというようなことで、恐らく前年度、平成17年度はむつ市脇野沢農業振興公社に個別の委託事業でやってきておりますから、そのことで恐らく市の方でも善意にお考えになって、そういう形をとったと思うのです。しかし、この説明会の席で青森から来られた業者の方が、説明会の状況、牧場などを冬は見れません、現説案内のとき。そういった条件下では、私は判断できかねると思います。

今回は最終的に2団体が辞退をする形になって、むつ市脇野沢農業振興公社という形で指定管理者として上がってきたと思うのですが、私はそもそも募集からその説明の過程において、そこでもう大きな違いが生じたと思うのです。したがって、今回のものはやむを得ないとしても、この指定期間が3年間ということ。私は、やはり期間がもう少し短くなってしかるべきものではなかったのかなと、こう思っているわけです。

このように、指定管理者制度のとらえ方、あるいは民営ということであっても、計画書をつくる段階で格差があつては、私は競争にはならないと思うのです。その点のところのご回答をお願いし

たいと思います。

それから、この施設の利用拡大のあり方、それからもう一つは体験農園のあり方です。これは、指定管理者制度の条例をつくる際に私指摘しましたが、現実には10区画を五つの区画にして整備すると、募集するということなのですが、実際5区画にして4月1日から実施するというのは、現実には私は無理ではないかと思うのです。相当手を加えなければ、五つの体験農園にならないわけです。こういったものがその仕様書の中に含まれていると。

それから、牧場の管理、瀬野地区牧場もあります。その牧場の管理に当たって、この公社には旧脇野沢村、現在むつ市のものになるでしょうけれども、多くの施設が、機械類が管理委託されているわけです。そして、仮にむつ市脇野沢農業振興公社以外の業者がそれを使って例えば牧草刈り取り、そういった場合の経費が、あるいは使用料が全然明記されていないわけです。そういったものが一定にならないで競争に臨ませたということは私は大きな問題があると思っているわけです。その辺のところ、まず最初にお答えいただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 本件の指定管理者の募集等に関する手順については、経済部長から答えさせますが、柴田議員十分ご承知のとおり、このいのししの館などの事業、本来合併前の脇野沢農協の仕事であったわけでありまして、それをいかにして穏やかに村が経営を引き受けていたものを市の経営に移すかということになりますと、多少荒っぽい手法も使わざるを得ない。また、ご指摘にありました個々の問題については、それぞれ十分問題の所在を承知しております。ですから、インターネットで見れる人は見に来てくださいという程度の広報しかしなかったのではないかと、私はそう

思うのです。

例えばいのししの館などは、平成17年度も赤字
確実なのです。農協からの助成も得てやっている
という事業です。こういう状況を考えれば、多分
引き受ける人はいないだろうという、前提を表に
出せないものですから、腹の中にしまっておいて、
そういう考えを持ったのかもしれませんが。違うと
すれば、訂正して発言させますけれども、歴史を
背負っているこの種の施設について、過去にも問
題をそれぞれ細かい問題、あるいは初めは細かい
問題だと思ったけれども、現実には大きな問題に
なったものを一くりにして経営を委託しようとい
う考え方でありますから、そこには余り正しか
らざる選択も入っていた可能性を私は否定できな
いと思います。これを正当化する論理を組み立て
るといったら並大抵のことではないかもしれませ
ん。そういう中で、村の歴史がつくり出したもの
を今整理統合して、新しい生産団体に組み直して
いけるかどうか、こういう問題を含んでいること
でありますので、柴田議員は手続的な面から攻め
てこられましたけれども、私どもは再建策をどう
つくるかという面を強調して考えなければいけな
いと、そう考えております。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） 市長答弁に補足をさせて
いただきます。

まず、公募から選定の経過についてでございま
すけれども、先ほど柴田議員がおっしゃったとお
りでございます。12月22日にホームページに掲載
いたしまして、1月5日に説明会、1月6日質問
締め切り、1月10日回答、それから1月12日に申
請書提出ということで、申請までの期間が余り
にも短いということのお尋ねだと思います。

私ども新たな施設につきましては、昨年12月
定例会、それから既存の施設、つまり既に公共的
団体に管理委託をお願いしている施設につきまし

ては、3月定例会で指定管理者の指定の議決をい
ただくということで全体的なスケジュールを設定
しておりました。これは、私ども経済部ばかりで
はなく、健康福祉部も同じスケジュールでこの指
定管理者制度に向き合っておりました。しかし、
指定管理者の指定を議会で議決していただいた後
のスケジュール、3年間の基本的事項に関する協
定、基本協定ですけれども、それから平成18年度
における年度協定の締結をしなければなりません。
その事務のボリュームを考えますと、3月定
例会で議決をいただいた後からそういった協定の
手続に入るとすれば、4月1日には間に合わない
と判断しまして、今臨時会に提案した次第でござ
います。申請後のスケジュール、5回、6回開催
されます指定管理者選定委員会の開催状況も考え
まして、逆算してご指摘されましたような非常
にタイトな申請までの期間となってしまいました。
指定管理者制度は、民間的な発想で経費の節減、
効率化を目指すために導入された制度でございま
すので、民間的な発想を競わせるような、競争に
参加しやすいような公募のあり方、今後検討課題
だと、そのように思っております。

それから、第2点目、先ほど市長も答弁しまし
た。私ども畜産施設と観光施設を一体的に管理さ
せるということで公募をいたしました。市長が答
弁したことも根底にはございますけれども、脇野
沢のイノシシ肉は特色あるブランド品、特産品と
して定着しておりまして、生産施設でイノシシを
飼育して、いのししの館で製品化して、道の駅、
リフレッシュセンター鱈の里、あるいは地元の飲
食店、あるいは民宿組合、民宿等々で観光客に食
してもらう、こういう動線ルートの中でリフレッ
シュセンターが果たす役割、一つには宣伝効果も
含めて非常に大きいものがあると判断しました。
それから、さらに地場産業の育成という観点から、
良種のイノシシ肉、これを観光客にさらに認知し

てもらって、またさらなる販路の拡大を図るためには、一体的管理が有効であろうと、そのようにも考えました。

それから、ちょっとお尋ねの事項が非常に多かったので、聞き取れなかった面もございますけれども、あといのししの館、源藤城畜舎の拡大、独占的利用の状況は、公募するスタート時点から格差が生じているのではないかとということでございますが、飼育の難しいこのイノシシ肉、これをブランド品、特産品として定着させ、またそのために公社も設立したわけでございます。当初は畜舎、それから牧野、それから農地の保全事業、そのためにつくられておりますけれども、その後いのししの館が設立され、それに合わせていのししの館も受託しておりますし、平成11年度にはリフレッシュセンター、それから野営場も受託をして、誠実にその業務を執行しております。そのためにそういった施設の管理、それから公社の本来の事業でありますイノシシの飼育等々もあわせてやっておりますので、独占的に利用していると。というよりも、誠実に管理をしていると、そういう状態であると私は思っております。

以上で補足説明にかえさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 市長のご答弁、頭の痛いものを引き継がせて大変申しわけない、旧村民の一人としておわび申し上げたいのですが、しかしよその公社では、市長、早くおやめなさいという声が大分出ましたけれども、私どもとしては市長に再建、あるいは改組するためにも、ぜひとどまってやっていただきたいと、これだけは申し上げておきたいと思えます。

それから、経済部長の方で非常に研究されまして、たまたまちょうど新年だったので、お忙しかったようでありますけれども、これからの脇野沢地区の農業、あるいは商工観光というようなもの

を考えた形の中で、じっくりこの3年間の中でひとつ監視をして、新しい方向づけをしていただきたいと思います。

以上を申し上げて私の質疑を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第9号についてお尋ねさせていただきます。

この指定管理者の指定ということで名が出ている社団法人むつ市脇野沢農業振興公社であります。これは午前中の討議でもありましたが、議案第3号と同じように、代表が杉山市長、そして役員が10名ということで、その役員の中には2名のむつ市の議員が入っているということでありませぬ。役員が10名に対して職員が5名という大変民間の会社では考えられない、そういう体制であります。役員が10名に対して職員が5名という大変民間の会社では考えられない、そういう体制であります。役員が10名で普通の職員が5名というのは、どうしてこういう体制なのかというのをまず最初にお聞きしたいということです。

そして、2番目としては、先ほど言いましたが、代表が杉山市長でありますから、自分で自分を指名するようなものでありますので、議案第3号と同じように、行政との癒着のおそれがあるのではないかと、この2点、よろしく願います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 今柴田議員にお答えしたことが、この公社と指定管理者との関係の背景にあるということをやまずご理解を願っておきたいと思えます。この公社ができます前は、今のはまなす農協の合併前の脇野沢農協がこの事業の幾つかを始めて、それが合併統合要素になっております。今は農協合併の方も要素になっておりますが、公社

をつくって事業をそちらに任せるといった形にしたということであり、役員が10人で職員が5人というのは、常識には合わないでしょう。でも、勉強すればそういうことはいっぱいあります。今申し上げたような歴史を背負ってつくられた公社ですから、それぞれが経営責任を一つに集めたような形でこの公社がつけられている。しかし、実際に必要な職員は、イノシシの部分が主であり、その他の部分については市でも責任を持たなければならない分野があります。そのようなことであり、そういう意味でこの公社の役員が10人いるということです。

民間では常識的でないでしょう。これは、役所でもなければ、半公的なものでもない。非常に不思議な存在なのです。でも、歴史というものはそういうものをつくることのあるのです。なぜこうなったかという、例えば理事長がかつては村長であって、次は農協の理事です。あるいは、市の経済部長です。市の収入役が監事をやっている。農協の監事がここの公社の監事になっている。つまり過去の歴史に責任を持っているそれぞれの団体から役員を出しているということなのです。それで、やっている事業が、今まではイノシシを中心にやっていた。それから、農地を貸与して耕作してもらおうという事業もやっていた。そういういわば村の行政の一部も担っているというような仕掛けになっておる公社でありますから、いわば世間の常識に合わないものであるということがあります。

さらには、これは市町村合併によって役員組織も多少変える、人数もふえるということにもなっておりますから、そのあたりを少しご検討いただければと思います。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 答弁にかなり今までの歴史というものを強調するのでありますが、そもそもこ

の指定管理を始めたというのは、やっぱりそれなりの行政の効率化というのが基本にあるというふうに、かなり私はいろいろ反対の質疑に立ったとき、そういう答弁が来ました。そのあげく、現実このようになったら、歴史を見なさいとか、そういう今まで責任ある者が携わってきたものだから、これはそれこそ自分で自分を指名するような杉山市長が代表である、そういうところでももう許してくれというふうな言い方があります。これは、やっぱり通用するものではないと思います。ですから、市長は自分で自分を指名しているわけですから、まずそこから自分は代表をおりということは考えられないのでしょうか。それをまず指摘したいし、議案第3号と同じように、理事の体制も今後しっかりクリーンなものにして、市民に疑惑を持たれないような、そういう体制にして……

○議長（宮下順一郎） 横垣議員、発言中でございますけれども、発言には十分ご留意のうえ、誤解を招くような発言は避けるようお願いいたします。ご協力をお願いします。

○21番（横垣成年） そういう市民に疑惑の持たれないような、そういう体制にしてから……

（不規則発言あり）

○議長（宮下順一郎） 今、その部分を指摘したわけでございます。ご留意願います。

○21番（横垣成年） そういう体制にしてから、こういう指定管理者に手を挙げるというふうな形にできないものか、まずそこをお聞きしたい。

もう一点としては、役員が10人で職員が5人、これについて、常識には合わないという答弁もありましたけれども、この平成16年度の決算、むつ市脇野沢農業振興公社の経営状況を説明する書類によりますと、管理費として303万5,000円出ているということですから、これは多分役員10名のそれなりの手当なのかなというふうに予測します。

そして、人件費等が2,500万円、そして事業収入が3,900万円、こういう形で収入のうち、ほとんどが人件費等で占めてしまうというふうなことで、市長自身もかなり重荷となっているもの一つだろうというふうに思いますが、これをそのまま引きずっていいのかどうかというのは、やっぱりそれなりに判断しなくてはいけない時期ではないかと。このように、今税金の使い方は大切にしなければいけないというふうな風潮ですから、そこら辺も含めて、この2点よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 先ほどの別の議案でも申し上げましたが、これは双務契約に当たりますから、私はこの任を外してもらうように今要請しておるところであります。先ほど質疑された柴田議員は、そのまま残れと、こういうふうにおっしゃっていただいておりますので、この意見のはざまで悩まなければならない、こう思っているところでございます。歴史的には幾つかのことがございまして、最初は脇野沢農協でやっておったものが村の経営に移って事業も承継したと、こういうことです。役員は、手当もほとんどもらっていません、日当ももらっていません。ですから、民間の会社だと、従業員が1万人いれば30人ぐらいの役員がいますが、それは全部高い給料もらっているのです。この10人の役員というのは、みんなボランティアです。人数だけに目を向けて、おかしい、おかしいというご議論をなさっているようではありますが、その辺は実態をよくご研究のうえで、私の答弁も聞いてくださって、そのうえでご発言いただきたいと、そう考えているのであります。思い込みでご質疑なされて、それから外れないというのは、審議の場にはふさわしくないという思いを持っておるところでありますので、この公社を存続するということが脇野沢の地域の利益にかなうことが

どうかという観点からこれをしっかり考えていかなければならない問題であるということにご理解をいただきたいと、そう思っております。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 市長がさっきの議員からは存続してほしい、私からはぜひやめてほしい、悩むということをおっしゃっていましたが、悩ませないためにも、やはりとにかく行政との癒着というのが今大変大きな問題になっておりますので、こういう指定管理にそれを任せるとのこと自体が税金がどんどん流れていく、そういう道をつくってしまうということで、やっぱりこういうことはぜひとも改善するべきであることを最後に追及して、そこら辺本当におそれはないのかどうか、再度確認して終わります。

（「答弁なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 横垣議員、答弁不要なのですね。

これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、59番齊藤孝昭議員。

（59番 齊藤孝昭議員登壇）

○59番（齊藤孝昭） 横垣議員の次で、すごくやりづらいのですが、お尋ねする事項は、横垣議員にほとんど共通する点があるのですけれども、私もやはり市長が管理者であるということはずいと思っている一人であります。ただ、今指定管理者に指定する議案でありますので、このむつ市脇野沢農業振興公社が指定された後、この組織をどういうふうに改善しようと思っているのか、市長にお伺いしておきたいと思ひます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） このいのししの館でありますとか、イノシシの飼育、リフレッシュセンター鱈の里といったものは、本来むつ市脇野沢農業振興公社が経営をすっかり任されていたものなので、指定管理者制度がスタートするというところに

合わせて、ほかの幾つかの事業も足して初めて指定管理者になるのであって、独立させておけば指定管理者に指定しなくても事業としてやっていたものなのです。これは、先ほどから申し上げているように、脇野沢農協の事業を脇野沢村が引き継いで、そしてやってきておりますから、ほかの仕事にくっつけなければ、別に議案として提案しなくてもよろしいのです。そういうふうなプロセスを経ていきますから、私はこれはいろんな立場からして、新しい事業が加わるわけでありますから、理事長をやめるのが筋だろうということで内部での検討はいたしておりますが、柴田議員から、やめないように努力しろと、こういうお励ましをいただいておりますというのがこの状況でございます。

○議長（宮下順一郎） 59番。

○59番（齊藤孝昭） 柴田議員のことはさておいて、地元選出の議員からお願いされているということは、またそこに何かがあるのではないかというふうに疑うのは普通であります。柴田議員の意見については、ちょっと市長は余り聞かないようにしていただきたいと思っておりますし、やはりだれが見ても理事長である市長が自分を指名するというのは明らかにおかしいと、そういうふうに思っております。

ちょっとだけなのですけれども、先ほど予算のことを市長はお話しされておりました。指定管理者制度導入の基本方針の中に、指定管理者の指定期間中は、各年度ごとに予算を決定するものとするというふうな項目があるのですが、この公社が万が一単年度で赤字になった場合に、その予算の追加措置をするのかしないのかお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 平成16年度も赤字です、平成17年度も赤字の見通しです。ただし、先ほどから申し上げているように、このイノシシ関連の事業では、公社独自の財政計画で経営をして切り抜け

てきておるといのが状況ですが、新しい事業をプラスしました。その部分はかなり公的な仕事を指定管理者にゆだねるといことになりますから、そちらで赤字が出るということになりますと、これはまた問題は別になります。そのあたりの予算の積算をする際に、イノシシ部分とその他の部分を別々に考えなければならない、こういうことにしていかなければならないと私は考えます。

○議長（宮下順一郎） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、17番杉浦守彦議員。

（17番 杉浦守彦議員登壇）

○17番（杉浦守彦） 旧脇野沢村からイノシシをむつ市に引き受けてもらいまして、本当に市長が言うように、なかなか大変なものを持ってきたなと思って、我々も小さくなっているところでございます。しかし、私も市長が覚えているとおり、旧脇野沢村が村おこしのためにイノシシをやったとき、最初の3頭を滋賀県からトラックで運んできた覚えがあります。それから今の200頭クラスの畜舎になったと。また、農協がやっておったころは、農協独自のものだったのですけれども、そのイノシシをやっているおかげで県、国からの補助金が出て、今のいのししの館が存在するのではないかと。川瀬組合長とともにトラックで、3日もかかって滋賀県まで行って3頭を連れてきまして、本当にイノシシの飼育は難しいものだと、ここにいる皆さんより私は自負しているつもりです。そのためにも今の指定管理者制度は、本当に私も大賛成だと思っております。

しかしながら、いのししの館とリフレッシュセンター鱈の里、それから野営場を一緒にしたのには私は不服だなと思っております。できればそれはそれで、リフレッシュセンター鱈の里と野営場、それから海釣り公園とか観光船、それから保養センターなどを一つの観光事業として指定管理をや

るならば、ああよかったと、村も活性化ができるのだなど、今の公社でやるよりも民間のノウハウを入れてやるならば、今合併して過疎化している脇野沢地区がもっともっとよくなるのではないかなど、民間のノウハウを入れて、活性化できるのではないかなど、私はそう思っておったのです。ところが、イノシシが入りますと、もうこれは業者がないということなのです、指定管理者には入れないということなのです。イノシシを育てるというのがどんなに難しいものか、身にしてみていますので、でき得るならばこれを外して指定管理者制度を設けてもらいたかったなど。

今脇野沢は、合併して過疎化になっております。夜8時を過ぎると、カモシカぐらいしか歩かないのです。人は歩かないのです。猿かカモシカです。土曜日、日曜日になると、お店屋さんは、もう買い物客がいないと、合併して何もよくないというのが日常茶飯事なのです。申しわけないですけど、これが現実なのです。そのために、私は今の指定管理者制度には大賛成で、リフレッシュセンター鱈の里、それらのものは民間のノウハウを入れて活性化を図るのがせいぜいではないかと。それを今とやかく言う筋合いではないのですけれども、3年とは言わず、やはり2年か1年をもって、また改革してもらいたいなど、私はそういう希望があります。今公社に3年という契約になりますと、脇野沢の観光は10年おくれますよと断言できるような状況なのです。ですから、でき得るならば3年と言わず2年かそこら辺でもって改革できるような体制はできないものか、ひとつご答弁願います。

また、いのししの館の再建ということで、役場を退職して、専務として1年間行っているはずですが。その結果、どのような成果があったのか、ひとつその点も兼ね合わせてお願いしたいと思いません。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 基本的に、この10の別々の名前を持った施設の中で、活力を潜めているのはどこですか。野営場だなんて、人は泊まらないのです、もう、建物は古くなっているし。だけれども、条例上残っているのです、村の時代から市になっても。これらを今後どうするのか。緩やかに死んでもらうのか、あるいは抹殺するのか、生かすのにはどういう策があるのか。野営場を元気にするためには、四、五千万円かかるでしょう。そういうのを今一つにして指定管理者にお任せする。柱は、あくまでもこれはイノシシです。しかし、そのイノシシも先ほどもちらっと言いました、正確なことはまだ決算が出ていませんから、平成17年度の分は申し上げられませんが、専務が頭を抱えています。いろんなことをやってみたのです、ゆうパック使うとか、県の配送ルートを使うとか。県の配送ルートは、一切まだ使われていないです。予定屠殺頭数2頭足りないのです。見込みまでまだ行ってないのです。これは、もう平内町に負けているのです。そういう中で、これは苦渋の選択なのです。

確かに3月14日から、脇野沢は急に過疎になったかもわかりませんが、そうではなくて、魅力のあるものだと思って作り出したものが、ほかに競争相手がどんどん出てきている、そちらの地の利の方が有利だと、こういうことが背景になっているわけです。ここまで育ててこられたご苦労には敬意を表しますが、後発の方が勝っているというところがあるわけです。それをこの機会に指定管理者制度にのせておいて、元気にするにいいものは元気にしていこうではないかと、欠点があるものは、その欠点をきちんと整理していかなければならないのではないかと。おっしゃるように、ほかの観光施設とまたセットにすればいいという考え方もあるかもわかりません。これは、

合併してまだ1年たっていない中での選択ですから、これからこの中身を濃くしていくのかどうかということも皆様方と一緒に考えていかなければならない。旧脇野沢村地区の方々のご意見もやりとりしなければならぬかも知れません。とりあえず今この形で一本にして、指定管理者ということに任せておこうではないかと。その中でどういう策をとればいいのか考えていく、こういうふうな立場でこの提案になっているというようにご理解をいただければと思います。

○議長（宮下順一郎） 17番。

○17番（杉浦守彦） 市長の発想は、十分理解いたしますけれども、やはり今後これらのものに対して我々の意見も聞いてもらいたいし、現実に旧脇野沢村の村民が、今の鱈の里、いのししの館、あらゆる現状をこの目で見ながら、やはりそこで議論できるようにしてもらいたい。他の議員と言えば悪いけれども、現状は、物はわかるけれども中身はわからないだろうと。やはり我々旧脇野沢村の議員は、いのししの館、リフレッシュセンター鱈の里に対しても、わあっということが多々あると。特にイノシシなどは、後継者が現状はできていないだろうと。今の飼育者が倒れると、幾ら指定管理者にしたかもしれませんが、もうそこは破産という状況に現状はなっているだろうと私はこの目で見てわかっているのです。ですから、そこら辺のことも十分承知しながら、2代目、3代目の飼育係を、だれがいつ倒れてもいような状況をつくってもらいたいなと、そう思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで杉浦守彦議員の質疑を終わります。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第9号 指定管理者の指定について反対討論をいたします。

本案は、脇野沢地区の牧野、畜舎、いのししの館、体験農園、野営場及びリフレッシュセンター鱈の里の指定管理者を社団法人むつ市脇野沢農業振興公社に指定するものであります。本案も議案第3号と同様、むつ市脇野沢農業振興公社の代表が杉山市長であり、むつ市議が2名役員として入っており、官と民のけじめがついていない、そういう公社であります。

先ほどの答弁だと、官そのものであるという答弁もありました。しかも、指定管理料として1年間に1,500万円支出する、こういう中身でもございます。議案第3号と同様の理由で本議案に反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第9号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者47人、起立しない者3人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

会議時間の延長

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

3時35分まで暫時休憩いたします。

午後 3時27分 休憩

午後 3時36分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第31 議案第10号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第32 議案第11号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、発言を許可します。59番齊藤孝昭議員。

（59番 齊藤孝昭議員登壇）

○59番（齊藤孝昭） 議案第11号について、1点だけお尋ねいたします。

指定管理料、つまり管理委託費は幾らになるのかお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） お答えいたします。

無償、ゼロ円でございます。ご承知のとおり、この施設は水川目地区の家畜の排せつ物を処理するために建設されたものでありまして、水川目酪農組合が自主的に管理運営しているものでございます。かかる経費につきましては、組合の会計で処理されておりまして、それぞれ酪農家の乳量、生乳の量によって徴収しているということでございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第33 議案第12号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第12号 指定管理者の指定について、本案は大畑地区にある奥薬研修景公園の管理を行わせる指定管理者を大信産業有限会社に指定するという議案であります。

1点だけありますが、今この奥薬研にはそれなりに食堂だとかちょっとしたお店なんかあるのですが、そこで働いている方、管理している方、あとキャンプ場なんかもありますけれども、そういう方は指定管理後はどういう形になるのか、この1点だけよろしくお願いします。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） お答えいたします。

現在管理している方はどうなるかというお尋ねでございます。今回指定管理者制度によりまして、指定管理者の申請ができるのは、法人、その他の団体であるという制約がありまして、法人格の有無は問いませんが、個人の方は申請できないという制約がございます。今までレストハウス等の業務を委託していましたが個人の方でございまして、指定管理者としての資格がなくなり、申請ができなくなりました。今回大信産業に指定管理者をお願いするということで提案しておりますけれども、大信産業の方では今までの方のそのキャリアを買って、従業員として雇用される予定となっております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第12号 指定管理者の指定について、反対討論をいたします。

本案は、大畑地区の奥薬研修景公園の指定管理者を大信産業有限会社に指定するものであります。現在働いている方はそのまま継続という予定であります。ぜひそのようにしてもらいたいと思います。

大信産業有限会社自体には、何ら問題はありませぬ。日本共産党市議団は、今まで管理運営に当たっていた団体が指定管理者となるものについては賛成せざるを得ないとしています。その点で今回は反対とさせていただきます。

議員皆様方のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第12号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者49人、起立しない者3人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第34 議案第13号 青森県市長会館管理組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市長会館管理組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第35 議案第14号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よ

って、議案第14号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号はこれに同意することに決定いたしました。

議案第15号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第36 議案第15号 平成17年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、発言を許可します。18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 2点だけお伺いしたいと思います。

一つは、今まで指定管理者制度の指定を議決してきた債務負担行為の関係ですけれども、この中のいわゆる年度の予定というのは3分の1で判断すればよろしいのかどうか。それと、それぞれの人件費の割合はどの程度入っておるのか。それともう一つは、収入見込額はどの程度控除されて計算されているのか。まず、債務負担行為については3点です。

それから、繰越明許費が計上されています。ご尽力により災害の査定が通ったわけでございますが、これらの入札予定と完成見込みはいつごろを予定しておられるのか。それから、査定によって市として要請した計画が査定でそのまま通ったのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） まず、1点目の債務負担行為についてお答えいたします。

議員からお話がありましたように、3年分でございますまして、それを3で割れば1年分の金額が出てまいります。

それから、人件費の割合につきましては、個々にそれぞれの事業の中で積算はしてございますけれども、きょうは手元に持ってきてございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

同じく3番目の収入見込額の控除額につきましても、詳細の資料を持ってきておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） 柴田議員にお答えをいたします。

まず最初の債務負担行為の年度別の額ということでございますが、基本的には3で割ればいいということですが、ただし私ども経済部で所管しているものは、奥薬研修景公園、これにつきましては事業者がそれぞれ努力して収入増を図るということで、20年だけは指定管理料が30万円ほど減っております。それで、あとの施設については3で割れば、平成18年度分の指定管理料が出てくると思っております。

それから、人件費の割合ということでございますけれども、牧野ほかにつきましては、総体で人件費割合42%、木材工芸センターが42.2%、それから奥薬研修景公園が37.7%、そういう割合となっております。

それから、収入につきましては、私もいのししの館分しかちょっと資料がございませんので、申しわけございません。牧野畜舎で収入7万円、いのししの館で284万5,000円、それからリフレッシュセンター鱈の里、野営場で223万7,000円収入を見ております。

それから、災害復旧費、繰越明許費の関係でござ

いますけれども、入札予定は今議案が可決され次第、県に対しまして、応急工事の同意を求めなどの事務手続を経て、それが終了次第に入札執行をしたいと、そのように思っております。恐らく2月20日過ぎになろうかと思っております。

それで、完成見込みでございますけれども、原則的に農作業に支障がないように完成させたいと思っておりますけれども、蛸崎地区のものについては5月の上旬、そのほかについては6月の上旬を見込んでおります。

それから、査定による計画の変更ということでございますけれども、復旧の延長は計画どおりでございましたけれども、工法につきましては一部国からの指摘により変更がございます。褓川地区におきましては、布団かごと土坡、そういう工法から土坡のみと、それから瀬野地区では布団かご3段、それが2段と、そのように変更の指示がございました。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） 債務負担行為の部分につきまして、お答えいたします。

私ども保健福祉部で所管している「ふれあいの家」の部分でございますけれども、3年間で696万円で、年割でいきますと232万円でございます。そのうちの人件費でございますが、197万8,000円を見込んでございます。収入見込額は使用料がございませんので、ゼロということでございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（藤井幸男） 公共土木施設災害復旧費の繰越明許費についてご説明させていただきます。答弁が前後することをお許し願いたいと思っております。

まず、災害査定による事業内容の変更ということでございます。希望には届きませんでした。

満足のいく結果と我々は受け取ってございます。

また、入札予定の時期でございますが、先ほど経済部長からお話がありましたとおり、県の実施設設計等の協議等もございまして、3月中には入札、それから契約締結を実施したいということですので。

時期につきましては、今年度非常に雪も多うございます。7月の完成を目指していきたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 柴田議員、休憩をとりました、資料を取り寄せさせますか。18番。

○18番（柴田峯生） 後で議長を通じて、資料を全議員に配布してもらえればよろしいと思います。終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第15号 平成17年度むつ市一般会計補正予算について反対討論をいたします。

本案は、農道整備、災害復旧費と市民生活に欠かせない緊急の補正予算であることは評価はするものの、債務負担行為補正として平成18年度から平成20年度までの3年間の指定管理料8件、合計

5億5,348万5,000円を計上しているものであります。指定管理料を設定した8件の指定管理者のうち4件について反対したこととの関連で本案に反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第15号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者48人、起立しない者4人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第37 議案第16号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 国の補正予算で事業が進捗できる見通しになったということで債務負担になったわけですけれども、箇所と、それから事業の内容についてご説明いただければと思います。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（藤井幸男） お答えいたします。

事業箇所、事業内容についてのお尋ねでございます。まず、事業箇所でございますが、川内地区、脇野沢地区を予定してございます。内容につきましては、川内地区では管渠工事2件、それからマンホールポンプ設置2件、脇野沢地区については

管渠工事が2件、マンホールポンプの設置が1件、計7件を予定してございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 柴田議員と同様の内容でしたので、質疑は取り下げをさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 以上で議案第16号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

報告第1号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第38 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので順次発言を許可します。まず、59番齊藤孝昭議員。

（59番 齊藤孝昭議員登壇）

○59番（齊藤孝昭） 1点だけお尋ねします。

去る1月28日、29日にむつ商工会議所が主催となり開催した食の祭典の補助金200万円について、毎年度計画的に実施している事業を専決した理由をお知らせください。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

この事業の200万円でございますが、これは平成13年度からやっております、初めは市の単独補助ということで事業を進めておりました。昨年度はエネルギー庁から直接事業者に交付ということでございます。市を通さなくて、一般会計を通さなくて直接事業を実施したのは去年でございます。それで、平成17年度当初は、去年と同じようなやり方で考えており、予算には計上しないということで進めておりました。ところが、12月22日に皆さんご承知のとおり、電源立地地域対策交付金の交付規則の改正がございまして、これまで対象外でございました中間貯蔵施設の初期対策交付金についても前倒しをしてもよろしいということがありまして、それを財源として今補正予算に2億円上げております。ところが、これは1月1日からの人件費に充てるための部分がかなりございます。この200万円を除いた部分は、大体そういうことでございます。それに12月22日に規則を改正、間に新年の休みも入りました。そういったことで1週間そこそこの非常に慌ただしい中での作業でございましたので、臨時会を開くいとまもございません。そういったことで、この200万円は国の方とも調整いたしまして、一括して全部入れますから、それから出してくださいということになりまして、それを専決処分したといったような事情がございます。

以上、簡単でございますけれども、ご説明にさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 59番。

○59番（斉藤孝昭） 丁寧な答弁でありました。よくわかりました。

それで、この食の祭典の補助金、来年度からどうなるのか、お知らせ願います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 財源については、いろいろな方法で、3年間で三つ変わっているということはおわかりいただけたと思いますが、商工会議所から来年度も同じことをやるのかどうかという協議があれば、それによっておおむね態度が決定することになれば手当てはすることになります。

○議長（宮下順一郎） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

報告第2号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第39 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので順次発言を許可します。まず、18番柴田峯

生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） まず、ことしの除排雪の状況から見て、大変な作業の連続であったと、建設部関係の方々に、そのご労苦をたたえたいと思います。

そこで、最近一部の除雪の関係、除排雪の関係について、青森市、弘前市その他テレビ報道などでは非常に積雪量が多いという報道があるのですが、残念ながら東奥日報初めむつ市の積雪量という報道が少ないのです。それは、東奥日報にも報道されたわけですが、旧脇野沢村の例でもそうですけれども、積雪を計測する計測場所が果たして今日の本当の雪の量を計測する場所に適しているのかどうかと私は疑問がいろいろあるわけです。やはり東奥日報の報道でも30センチから50センチの相違があると、よその報道機関でもそうなのですが、それによって来るべきものが、報道が小さいためにむつ市の方へお金が流れてこないというふうなことになるれば大変なわけで、今年度の例を見て、ひとつ建設部の方で再度計測位置を再検討してみるというお考えがないのかどうか、その辺のところは第1点です。

それから、現在までのむつ市全体の積雪、除排雪の状況はどうなっているのか。予算を使い切ってしまうというわけですが、それで今回1億5,000万円追加ということですが、その辺のところの状況をひとつご説明願いたいと思います。

それから、除排雪に対する国の補助金の報道がなされておるようなのですが、それが本当に入りそうなのかどうか。報道によりますと、1億5,000万円ぐらい入るということですから、財源上、不足財源を見ましたけれども、その穴埋めがすっかりできるのではないかと、こう期待しておるわけですが、見通しはいかがでしょうか。

それから、地方交付税の国全体の税収がかなり

伸びているということから、地方交付税の再算定が行われるという法律案が国会にかかっているわけです。そうすると、むつ市へ再算定によってどの程度の交付税が入ってくる見通しがあるのか。その中にも除雪費は当然含まれているだろうと思いますが、その辺のところ。

それから、市長が先頭になって、これから特別交付税で除雪対策費をたんまりもらってくるご努力をなさると思うのですが、その見通しはどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、12月定例会で工藤孝夫議員から出ました脇野沢漁港内の除排雪の問題です。ついせんだってかなり積雪があったわけです。私たまたま市役所へ参りましたので、経済部長にも話をして、脇野沢庁舎の産業振興課の方も通じて、いわゆる建設課へ働きかけたそうなのですが、全くそれがうまくあいに機能していないということで、本庁から分庁舎に対する命令系統がどうも途中でねじ曲げられているような感じがしてならないわけです。そういった意味で、今後部長方の一層の督励をお願いしたいわけなのですが、その辺につきましてお伺いしたいと思います。

それから、もう一つは、漁港内で特に市も400万円、前の議会で出資を決めましたシライン株式会社の乗降場所でございますけれども、実は切符売り場から乗降場までの区間についても、非常に除雪排雪がうまく機能していないわけです。せんだって、きのうも私行きましたけれども、車ならその乗降場まではそのまま行けるわけですが、徒歩で高齢者の方もいらっしゃるわけですが、雪の中をこいでいくという状況で、どうもうまく機能していないわけなのです。これは、シライン株式会社がやるべきことなのか、それとも市民サービスとしての除排雪をしていただくのがいいのか、その辺のところをご検討願えないかと、こういうことでございます。

以上、お尋ね申し上げたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） アメダスの設置場所が適切かどうかということではありますが、気象庁もかなり観測の自動化やっておりますけれども、まだむつ測候所が機械化されてから、その後どうなっているのか、申しわけございませんが、私ども対応をしております。しかし、合併してみても、今この冬を迎えて初めて気がつくのが場所によって随分降雪量が違うということでもありますから、この経験を生かして少し設置場所等について、詳しいことは担当の者が少しは承知していると思いますが、検討を加える必要はあるだろうと、こう考えております。

特別交付税、あるいは普通交付税の問題ですが、私が支援しております方が総務副大臣になっておりますので、力になってもらいたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（藤井幸男） 市長答弁に補足させていただきます。

まず、観測地点の関係でございます。アメダスですが、気象庁のアメダスは、下北地区に4カ所ございます。むつ市内では、むつ地区と川内地区の2カ所でございます。また、県の方では11カ所ほどございます。県の方は、当然山の中また海側とかいろんなところに設置いたしまして、山の方はもう5カ所ございまして、それもきちんと計測をしているということでございます。設置場所ということでございますが、今市長からお話があったとおり、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、今年度の除雪状況ということでございます。議員ご承知のとおり、今年度は地区ごとの計画に基づいて実施してございます。また、この計画策定時には、市長から除排雪には万全を期

して当たるようにという強い指示がございました。この旨を課長会議で伝えて、さらにまた例年になく早い降雪がございましたので、常に連絡をとりながら除排雪に万全を期しているという状況でございます。現在は、計画どおり実施されているものと考えてございます。

また、昨日も会議を開催しておりまして、今後はパトロールを強化していただきたいということ、雪捨て場の確保をしていただきたいということ。それから、道路に対する雪崩等もございますので、それにも十分注意していただきたいということでお話ししてございます。

それから、漁港の方からシライン株式会社の乗降場所までということでございますが、私担当課長から聞きましたら、その場所は車が通れる状態、駐車場は確保してあるというふうなお話を伺っています。まだ不十分であれば、もう少し丁寧にやりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、漁港内の除排雪の関係、12月定例会で工藤孝夫議員からもご質問があったのですが、先般柴田議員が経済部長にお話ししたことは、私もお聞きしてございます。そういうきちとした系統、機能は持ってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） あと何日もそんなに強い降雪は来ないだろうと願っているわけですが、万一先日のような一気に40センチ、50センチの積雪がないとは限らないわけですので、万全を期していただきたいなと思います。

終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 報告第2号についてお尋ねさせていただきます。

今国の方でも、先ほど柴田議員がお尋ねして、その答弁がなかったのですが、国の方でも除雪費を緊急に計上いたしまして、青森県の方にも幾らかは来ていると思います。それこそこの地域が余り騒がないので、来るか来ないかわからないというような話もあって、ぜひともこのむつ市にもその配分が来るよう手だてをとって、そういうお金が来るような対策を立ててほしいと。何かそういう具体策があればお聞きしたいということです。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） マスメディアに載ったから、交付金 comes というものではないと思います。それなりに正確な調査が進められて、それに基づいてこれくらいならこれくらいというような配分があるものと存じております。我々まだ調査の対象になっているかどうかまでは確認しておりませんが、新聞を読んで、総務省の方で丸をつけるというようなことはないでしょう。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 先ほどの柴田議員につきましても、あわせて補足いたします。国の補助、国土交通省の補助ですが、市町村道の除雪費として22道府県、197市町村に対して、計約28億円の緊急配分がなされたという報道がされております。青森県では深浦町500万円、東通村に600万円ということが報道されております。また連絡もありましたけれども、私どもはあいにく入っておりません。

それと、先ほど普通交付税の算定ということがございましたが、これは国の国税がふえまして、その分600億円を平成17年度の交付税総額に加算するということございまして、うちの方には追加交付ということで2,345万7,000円の連絡が入っ

ております。

それから、あとは雪対策として特別交付税がこれからあるわけですが、これは何といてもまだなかなかわかりません。私どものところだけが特別に雪が降ったということであればよろしいのですが、それ以上のところが南の方でかなりありますので、どういうぐあいになるかというのはまだわかりません。ただ、これについては市長も直接お願いに出向いていますし、県の方にもいろいろ働きかけはしております。3月でございますので、これから若干は期待するかなという程度でございます。

以上、簡単ですが、ご説明にいたしました。

○議長（宮下順一郎） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、23番大澤敬作議員。

（23番 大澤敬作議員登壇）

○23番（大澤敬作） 市長は、マスメディアについてどうのこうのと、こう言いましたけれども、実は川内地区はむつ地区の3倍あるのです。ところが、川内庁舎の担当課に行ったら、大体倍ぐらいたと。こういうことで、融雪溝のない地域、これについてはもう道路を車が交差できないのです。ただ、反対討論は、これは世話になるあれもありますので、そういうことからいって、この除排雪の計画を川内庁舎の担当職員が来て、それを約束したと。そういうことで、これはもう、すぐやってもらえるなど。合併前だと2回もやっている状況なのです。ところが、なかなかやらない。私仲崎地域、脇野沢寄りの方なのだけれども、そこが1カ月かかった、排雪するに。そういうことがありましたので、1カ月と言わずに、「だんだん年が入ってきたら、あんた怠けているもんなんだか、さっぱり進まない」というような、皮肉まで言われるような、そういう状況でありますので、

そういうことのないように、排雪しますよと言ったら、やっぱり半月以内でもってやるという姿勢になってもらうことを要望しておきたいと思うのですが、お答えがあったら聞きたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（藤井幸男） 大変申しわけございませんでした。先ほどもお話ししたとおり、市長からの強い指示というものは各課長にお話ししてございます。ただ、議員もご承知のとおり、12月に非常に集中して降ってしまって、もうにっちもさっちもいかないような状況になったということでの出来事だろうと思います。また、このたび1億5,000万円の専決処分の承認をいただければ、さらに張り切って排雪等をやるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 23番。

○23番（大澤敬作） 実は、これは今までの歴史にないのです。11月29日に降った雪が根雪になったのです。大体12月の11日か12日、それを過ぎれば根雪になるという今までの歴史だったのだけれども、11月29日に降った雪が根雪になるという、そういう異常な事態ですから、異常だったら異常なことに対応できるようなことをぜひともやってほしいということを要望して終わりたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで大澤敬作議員の質疑を終わります。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は委員会への付託を省略するこ

とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長(宮下順一郎) これで、本臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第140回臨時会を閉会いたします。

午後 4時25分 閉会

議席表

2番	山本留義	議員
3番	白井二郎	議員
4番	村中徹也	議員
5番	堺孝悦	議員
6番	川端一義	議員
19番	杉浦洋	議員
42番	工藤直義	議員
50番	服部清三郎	議員
51番	池田正利	議員
52番	杉本清記	議員
53番	慶長徳造	議員
54番	佐藤司	議員
55番	牛滝春夫	議員
56番	本間千佳子	議員
57番	半田義秋	議員
58番	坪田智十司	議員
59番	斉藤孝昭	議員
60番	中村正志	議員

61番 富岡修 議員

62番 川端澄男 議員

63番 宮下順一郎 議員